

平成25年 第1回定例会

美瑛町議会会議録

(第1号) 3月4日 開会

美瑛町議会

平成25年第1回美瑛町議会定例会会議録

議 事 日 程 (第1号)

平成25年第1回美瑛町議会定例会

平成25年3月4日午前9時30分開議

- | | | |
|-----|---------|---|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 第 2 | | 議会運営について（議会運営委員会審査報告） |
| 第 3 | | 会期の決定について |
| 第 4 | （議案第1号） | 美瑛町教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の制定について |
| 第 5 | （議案第4号） | 美瑛町課設置条例等の一部改正について |
| 第 6 | （議案第3号） | 美瑛町定住促進住宅条例の制定について |
| 第 7 | 議案第 1 号 | 美瑛町浄化センター条例の制定について |
| 第 8 | 議案第 2 号 | 美瑛町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について |
| 第 9 | 議案第 3 号 | 美瑛町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について |
| 第10 | 議案第 4 号 | 美瑛町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について |
| 第11 | 議案第 5 号 | 美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 第12 | 議案第 6 号 | 美瑛町手数料徴収条例の一部改正について |
| 第13 | 議案第 7 号 | 美瑛町高齢者福祉住宅条例の一部改正について |
| 第14 | 議案第 8 号 | 美瑛町障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| 第15 | 議案第 9 号 | 美瑛町営住宅管理条例の一部改正について |
| 第16 | 議案第10号 | 美瑛町都市公園条例の一部改正について |
| 第17 | 議案第11号 | 美瑛町公共下水道条例の一部改正について |
| 第18 | 議案第12号 | 美瑛町水道事業給水条例の一部改正について |
| 第19 | 議案第13号 | 平成24年度美瑛町一般会計補正予算について |
| 第20 | 議案第14号 | 平成24年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算について |
| 第21 | 議案第15号 | 平成24年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算について |
| 第22 | 議案第16号 | 平成24年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算について |

- 第 2 3 議案第 1 7 号 平成 2 4 年度美瑛町水道事業会計補正予算について
- 第 2 4 議案第 1 8 号 平成 2 4 年度美瑛町立病院事業会計補正予算について

○出席議員（14名）

1番	沢	尻	健	議員	
2番	森	平	真也	議員	
3番	佐	藤	晴観	議員	
4番	杉	山	勝雄	議員	
5番	齊	藤	幸一	議員	
6番	山	家	慶治	議員	
7番	花	輪	政輝	議員	
8番	八	木	幹男	議員	
9番	穂	積	力	議員	
10番	福	原	輝美子	議員	
11番	角	和	浩幸	議員	
12番	濱	田	洋一	議員	
13番	沼	田	成功	議員	
議長	14番	齊	藤	正	議員

○欠席議員

○出席説明員

町	長	浜田	哲君
副町	長	塚田	聡仁君
会計	管理者	原	子秀樹君
総務	課長	石井	典夫君
政策	調整室長	中山	勝利君
税務	課長	佐藤	剛敏君
住民	生活課長	大谷	隆男君
保健	福祉課長	池田	由行君
保健	福祉課参事	米濱	美智子君
商工	観光課長	後路	宜伸君
農林	課長	大西	能正君
都市	建設課長	武井	一真君
水道	課長	山田	厚誠君
町立	病院事務局長	太田	茂夫君
総務	課長補佐	今野	聖貴君
総務	課財政係長	今滝	毅君
教育	委員長	大西	宣充君
教育	長	千葉	茂美君
学校	教育課長	藤原	悟君
生涯	学習課長	大滝	憲孝君
農業	委員会会長	鹿島	明博君
農業	委員会事務局長	佐々木	典美君
代表	監査委員	有富	武君
監査	事務長	鈴木	貴久君

○書記

事務局長 前川光男君
係長 梶原祐治君

開会及び開議宣告

- 議長（齊藤 正議員） ただいまから、平成25年第1回美瑛町議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は14人です。
-

美瑛町町民憲章の朗唱

- 議長（齊藤 正議員） これから、美瑛町町民憲章の朗唱を行います。
傍聴者の方もご起立の上、一緒をお願いいたします。
(全員起立して町民憲章の朗唱を行う)
(朗唱文の記載を省略する)
-

招集挨拶

- 議長（齊藤 正議員） 浜田町長から、本定例会招集のあいさつがあります。
(「はい、町長」の声)

浜田町長。

(町長 浜田 哲 君 登壇)

- 町長（浜田 哲君） おはようございます。今日は平成25年第1回美瑛町議会定例会ですが、全員の議員の皆さん方の出席をいただき開催をいただきましたことにお礼を申し上げます。
先ほど齊藤議長からお話がありましたが、今日も春を待っている身としてはつらいほど寒い日でしたし、雪の事故もあったところです。実は8の方が亡くなったということですが、今朝、報告を受けて、美瑛町でも車が動けなくなったという状況が2件ほどあったということです。警察から出動要請があり、ちょうど除雪をしていましたので除雪の機械が救助に行ったということで、美瑛町では人命に関わるようなことにはならなかったということですが、行政報告には大きな事故にならなかったの載せておりませんが、そんなこともあったということをお知らせさせていただきます。

そんな中、議員の皆さん方はじめ町民の皆さん方には2月17日に宮様スキーマラソン、また22日に十勝岳防災訓練等、皆さん方に大変なご指導、ご支援をいただき、ご協力をいただき開催できましたことに心から感謝を申し上げます。宮様につきましては、彬子殿下も御成りをいただき、新たな段階に入ったということですが、寛仁親王殿下におかれましては、この宮

様スキーマラソンをはじめ美瑛町に対して色々な面でご支援をいただきましたことを改めて感謝申し上げます、今後ともスキーマラソンを美瑛町の大きな大会として、取り組んでいきたいと思っています。

また、十勝岳の防災に関しては、上富良野・美瑛町、両方で協力をし合って防災訓練を進めているところでありますけれども、ただいま上川管内の町村、それから市も含めて町村の方はまとまったのでありますが、市の方も含めて防災協定を結ぼうということで準備をさせていただいています。その防災協定に、やはり現場を見る機会をとということで、この十勝岳の防災訓練をそういったものにしたいとの要請も今起きているところでして、そういう面からも防災活動に取り組んでいきたいと考えて、今後とも対応していきたいという考えでいますので、よろしくお願いを申し上げます。

平成24年度も残り少なくなりましたが、オリンピック等もあり、色々な話題のある1年であったと思いますが、年末に選挙があり新たな政治の枠組みが出来上がったところです。

補正予算等も今回提案をさせていただきますが、対応しながら何とか24年度農業関係、ある程度成果が出た年でしたが、25年度もしっかり頑張っていきたいという思いを持っています。また、突然といえますか、準備されていたのかどうかということですが、TPPの問題等も浮上してきています。これにつきましては、利益を受けるものと、受けないものに非常に落差がありますから、我々こういった問題に相当慎重に対応していかなければ、農業ばかりでなく地域が崩壊してしまう、そんな恐れを強く持っています。今後とも、こういう部分に対応をしながら、平成25年度が町民の方々にとって良い年となるように、議会の皆さん方と一緒に協力していければと考えています。どうかよろしくお願いを申し上げます。

今回の議会に提案させていただく内容は、議案第1号から第4号は地域主権の一括法の施行に伴い新たに条例等の制定をし、また見直しをさせていただくものです。

議案第5号は、職員の給与で条例の改正ですが、機構改革に伴うものです。

議案第6号は、美瑛町手数料徴収条例の改正ですが、これは屋外の広告物を他の許可に係る権限が北海道から移譲されたことを受けての関連規定の整備です。

議案第7号は、高齢者福祉住宅条例の改正ですが、西町の高齢者福祉住宅の建設に伴うものです。

議案第8号は、美瑛町障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例の一部改正です。国の法律の改正に伴い、関連規定を整備するものです。

議案第9号から議案第12号の4議案は、地域主権一括法の施行に伴い、関連規定を整備するものです。

議案第13号、平成24年度美瑛町一般会計補正予算から議案第18号、平成24年度美瑛町立病院の補正は、平成24年度の補正にかかわる案件です。13号の一般会計補正は、国の

緊急経済対策に係る関連事業の追加、除雪対策事業の増額、公共施設等整備基金への積立金の増額、その他事業費の整理に伴うものです。

大変、大きな金額の補正となりました。こういった部分についても議員の皆さん方のご理解をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、議案第19号の平成25年度美瑛町一般会計予算から議案第26号、町立病院企業会計予算、8議案は平成25年度の予算案です。

議案第27号、監査委員の選任ですが、本年3月31日で任期満了となります有富武監査委員の再任について、議会の同意をお願いするものです。

議案第28号及び議案第29号、固定資産評価審査委員会の委員の選任ですが、本年5月13日に任期満了となります固定資産評価審査委員の選任について、議会の同意をお願いするものです。再任をお願いします。南勉委員及び大波慶治委員ともに再任をお願いをさせていただくものです。

議案第30号から議案第33号の指定管理者の指定は、町立どんぐり保育園ほか3施設の指定管理者を指定したいので、議会の議決をお願いするものです。

議案第34号、財産の取得は、北町1丁目の土地の取得について提案をさせていただくものです。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦ですが、平成22年より人権擁護委員としてご活躍いただいております、我妻孝治委員の任期が本年6月末で期間満了となることから、後任に野村祐司氏を人権擁護委員の候補者として推薦するため議会の意見を求めるものです。

以上、議案34件、諮問1件について、ご提案をさせていただきます。ご審議をいただき、お認めいただきますようお願い申し上げます、議会開催のごあいさつにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（齊藤 正議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第118条の規定によって、3番佐藤晴観議員と、10番福原輝美子議員を指名します。

諸般の報告

○議長（齊藤 正議員） これから諸般の報告をいたします。

前川事務局長。

○議会事務局長（前川光男君）

(諸般の報告をする)

(報告文の記載を省略する)

○議長(齊藤 正議員) これで、諸般の報告を終わります。

日程第2 議会運営について

○議長(齊藤 正議員) 日程第2、本定例会の議会運営について、山家慶治議会運営委員会委員長の報告を求めます。

(「はい」の声)

山家委員長。

(議会運営委員会委員長 山家慶治議員 登壇)

○6番(山家慶治議員) おはようございます。報告いたします。

(議会運営についての報告をする)

(報告文の記載を省略する)

○議長(齊藤 正議員) これで、議会運営についての報告を終わります。

日程第3 会期の決定について

○議長(齊藤 正議員) 日程第3、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月25日までの22日間に決定したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月25日までの22日間に決定しました。本日の議事日程は、議会運営委員会の報告のとおりであります。

行政報告

○議長(齊藤 正議員) 浜田町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

(「はい、町長」の声)

浜田町長。

(町長 浜田 哲君 登壇)

○町長(浜田 哲君) 行政報告を申し上げます。報告書をご覧ください。4件についてですが、まず第1件目は、寛仁親王記念丘のまちびえい第36回宮様国際スキーマラソンです。先ほどご挨拶でも申し上げました、2月16日の開会式・交歓会では160名、2月17日の本競技では、申込者エントリー者が933名、うち美瑛町は107名の参加をいただいたところです。今後とも、有意義な大会になるよう取り組みを進めていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

続きまして2点目、十勝岳噴火総合防災訓練です。21日、22日に白金地区・美沢地区を対象としてこの訓練を実施しました。合同訓練ということで13機関250人の参加をいただいていたいただき、避難訓練につきましては白金地区、美沢地区におきまして211名の方々の参加をいただきました。十勝岳の噴火については色々と、そろそろ危ないのではないかという声も大きくなっていますから、万全な体制がとれるよう訓練を充実をさせていきたいと考え、取り組みを進めております。よろしくお願いいたします。

続きまして3点目、びえい雪遊び事業です。2月2日土曜日から2月17日におきまして期間中利用者が1,500名の利用をいただきました。ふれあい館ラヴニール前エントランス広場において町民ボランティアの方々等の協力により、氷の滑り台や雪像の製作、また北町の会場ではスノーモービルの体験搭乗などもありました。

続きまして4点目、事故の発生です。2月7日午後1時頃ですが、美望ヶ原林道にて、町有林の測量調査中に林業従事職員がスノーモービルを持ち上げようとしたところ、サスペンション付近に中指が挟まれ骨折をいたしました。町村非常勤職員公務災害補償で対応させていただきました。今後とも職員の安全な業務執行につきましては、注意を促すよう取り組みを進めていきたいと考えます。

イベント等の期間を通じまして大変、ネットワークすずらんの皆様方、また町民ボランティアの方々、商工会関係者、多くの方々に協力をいただきましたことを、改めてこの場をお借りいたしましてお礼を申し上げて行政報告とさせていただきます。

○議長(齊藤 正議員) これで行政報告を終わります。

日程第4 (議案第1号) 美瑛町教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の制定について

日程第5 (議案第4号) 美瑛町課設置条例等の一部改正について

○議長(齊藤 正議員) 日程第4、(議案第1号) 美瑛町教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の制定についての件、及び日程第5、(議案第4号) 美瑛

町課設置条例等の一部改正についての件を一括議題とします。

(議案第1号)及び(議案第4号)について、斉藤幸一美瑛町機構改革審査特別委員会委員長の報告を求めます。

(「はい」の声)

はい、斉藤幸一特別委員会委員長。

(美瑛町機構改革審査特別委員会委員長 斉藤 幸一 議員 登壇)

○機構改革審査特別委員長(斉藤幸一議員) おはようございます。朗読をもって報告をさせていただきます。

(報告書の朗読を省略する)

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長(斉藤 正議員) これから委員長報告に対する質疑を行います。

お諮りします。(議案第1号)及び(議案第4号)の質疑は一括行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、(議案第1号)及び(議案第4号)の質疑は一括行うことに決定しました。

それでは、(議案第1号)及び(議案第4号)の質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

お諮りします。(議案第1号)及び(議案第4号)の討論を一括行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、(議案第1号)及び(議案第4号)の討論は一括行うことに決定しました。

(議案第1号)及び(議案第4号)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第4、(議案第1号)の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。(議案第1号)美瑛町教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の制定についての件を、委員長の報告のとおり決定す

ることに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、(議案第1号)の件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第5、(議案第4号)の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。(議案第4号)美瑛町課設置条例等の一部改正についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、(議案第4号)の件は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 (議案第3号) 美瑛町定住促進住宅条例の制定について

○議長(齊藤 正議員) 日程第6、(議案第3号)美瑛町定住促進住宅条例の制定についての件を議題とします。

(議案第3号)について齊藤総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

(「はい」の声)

はい、齊藤委員長。

(総務文教常任委員会委員長 齊藤 幸一 議員 登壇)

○総務文教常任委員会委員長(齊藤幸一議員) 朗読をもって報告をさせていただきます。

(報告書の朗読を省略する)

以上、よろしくお願いいたします。

○議長(齊藤 正議員) これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第6、(議案第3号)の件を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。

(議案第3号)美瑛町定住促進住宅条例の制定についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第3号の件は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第1号 美瑛町浄化センター条例の制定について

○議長(齊藤 正議員) 日程第7、議案第1号、美瑛町浄化センター条例の制定についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい、住民生活課長」の声)

はい、大谷住民生活課長。

(住民生活課長 大谷 隆男 君 登壇)

○住民生活課長(大谷隆男君) おはようございます。議案第1号、美瑛町浄化センター条例の制定についての提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集は1頁、条例制定の要旨は、別冊の資料1の1頁から2頁、新旧対照表は3頁になります。今回の条例は、地域主権改革一括法の制定により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正され、一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格基準が条例に委任されることになったため、美瑛町浄化センター設置条例の全部を改正するものです。はじめに議案を朗読させていただき、そのあと条例制定の趣旨及び規定内容などの説明をさせていただきます。それでは議案を朗読します。

(議案の朗読を省略する)

それでは、美瑛町浄化センター条例制定の要旨によりご説明をさせていただきますので、資料1の1頁をお開き願います。

1頁の条例制定の要旨ですが、地域主権改革一括法の制定により改正された廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条第1項で置くこととされている一般廃棄物処理施設の技術管理者の基準を環境省令と同じ内容で条例委任し、あわせて文言を町のほかの条例に合わせ改めるため、全部改正として制定するものです。

2頁の条例の概要ですが、第1条の目的から委任までの全4条で構成され、美瑛町浄化センターの管理運営について定めているものです。第1条は、条例の目的を規定しています。第2条は、し尿処理施設の名称と位置を規定しています。第3条が今回条例に委任する技術管理者の資格基準について規定し、その内容は資料1の1頁下段にあります廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則と同じ内容であり、これまでの扱いと同様に国が定める基準どおりとするものです。第4条は、条例施行に関し必要な事項を町長に委任する旨を規定しています。議案に戻り、1頁の附則になります。附則、この条例は平成25年7月1日から施行する。以上で

議案第1号、美瑛町浄化センター条例の制定についての提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（齊藤 正議員） これから質疑を行います。条例全文についての質疑を許します。
質疑ありませんか。

（「はい、7番」の声）

はい、7番花輪議員。

○7番（花輪政輝議員） 7番議員です。本条例を制定することで、前の美瑛町浄化センター設置条例はどうなるのでしょうか。廃止しないのか。

（「はい、住民生活課長」の声）

○議長（齊藤 正議員） はい、大谷課長。

○住民生活課長（大谷隆男君） 今回の制定は、もともと美瑛町浄化センター設置条例で制定しておりました全条文の改正で、4月1日からは新たな条例のもとで業務を行っていきます。前の条例は25年4月1日からは廃止となります。すみません。廃止ではなく、全部改正です。

○議長（齊藤 正議員） はい、ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声）

はい、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第7、議案第1号の件を採決します。

議案第1号、美瑛町浄化センター条例の制定についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

はい、挙手多数であります。したがって、議案第1号の件は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第2号 美瑛町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について

○議長（齊藤 正議員） 日程第8、議案第2号、美瑛町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定についての件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい、都市建設課長」の声）

武井都市建設課長。

(都市建設課長 武井 一真 君 登壇)

○都市建設課長(武井一真君) おはようございます。議案第2号の提案理由のご説明を申し上げます。議案集は、2頁から22頁になります。条例制定の要旨等は、別冊資料1の4頁から7頁になります。この条例制定は、地域の自主性及び自立性を高める改革の推進を図るための整備に関する法律ですが、平成23年法律第37号、第1次一括法により、道路法(昭和27年法律第180号)が改正されたことに伴い、本条例を制定するものです。なお、附則で施行期日を平成25年4月1日と定めています。

最初に議案を朗読させていただき、その後に条例改正の目的及び規定内容等の説明をさせていただきます。

(議案の朗読を省略する)

資料の4頁、美瑛町道路の構造の技術的基準等を定める条例の要旨のご説明をさせていただきますので、資料4頁をお開きください。

(資料の朗読を省略する)

以上で、議案第2号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(齊藤 正議員) これから質疑を行います。条例全文についての質疑を許します。
質疑ありませんか。

(「はい、議長」の声)

はい、7番花輪議員。

○7番(花輪政輝議員) 7番議員です。およそ20頁に渡る条例改正ですから、とても難しくよくわかりませんが、本件の町道の基準など条例を独自に定めることについて、町民生活の安心・安全・向上が期待できるのでしょうか。独自の制定の意義などについて伺います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、武井課長。

○都市建設課長(武井一真君) 独自再訂という部分です。新聞等々でも出ておりますが、今回その一次一括法の委任により、各地域それぞれの実態に合わせた道路の幅員、歩道の幅員等を制定しますが、当然、国の構造令というのがあります。ほぼこれに準ずる形で条例は、国及び北海道の部分を参酌しながら、今回制定をしたわけですが、1.75mという道路幅、これにつきましては先ほども申しましたが、観光客の方がみえる道路。若しくは、通学路で今までありましたが、今後、通学路という扱いにならないで補助基準に乗らない、そういう道路もありますので、それらを今後改修をする場合は、1.75mと基準に制定をしていく考えです。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、花輪議員。

○7番(花輪政輝議員) 7番議員です。4頁、5頁、第6条第3項、区分、第3種、中央帯の

幅員、1. 75 m。本町独自で決めているということですが、1. 8じゃだめなのか。2 mじゃうまくないのか。何で1. 75 mなのかを伺いたと思います。どのような基準で1. 75 mなのか。

(「はい、都市建設課長」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、武井課長。

○都市建設課長(武井一真君) 道路構造令の基準の中で、通常歩行者が歩く幅、自転車が通る幅というのがあります。歩行者が1 m、自転車が75 cmという基準です。従いまして、その基準に則りまして1 mと75 cmを合わせた1. 75 mという基準を今回設けたということです。

○議長(齊藤 正議員) ほかに質疑ありませんか。

(「はい、8番」の声)

はい、8番八木議員。

○8番(八木幹男議員) 8番八木です。こちら町独自の条例ということですが、この中でサイクリングをおそらく想定されてるのだろうと思いますが、町独自ですから町道は問題ないと思いますが、道道・国道との連携は取れるものなのかお伺いしたいと思います。どのように想定されてるか。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、武井課長。

○都市建設課長(武井一真君) 今、制定をお願いする条例は町道の基準です。先ほども比較の中で、国なり北海道の中の道路幅も出ております。これは北海道が、例えば道路改良、国が道路改良する場合に、美瑛町と協議する段階で美瑛町では町道の基準をもっているという話は当然させていただくが、特に国道の歩道の幅は、交通量に合わせてとっています。ただ、町が独自で町道の設定をしたから、国も道も美瑛町一円の、国道、道道を全部同じようにしていただきたいとは思いません。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、8番八木委員。

○8番(八木幹男議員) 最近では札幌や色々モデル地区が出来てきていると思うが、その辺との関連性といいますか、その辺を参考にされて、こういった形でいこうとしているのか、あわせて伺います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、武井課長。

○都市建設課長(武井一真君) 札幌の例をお話いただいたのですが、一部ネット情報では、道路構造の今回の条例改正、各市町村にてなされております。その中で北海道では、あまり独自

で設けている例はないようですが、本州府県の市町村は、独自である程度その地理条件に合わせ、設定をされてるというところも聞いております。美瑛は特に夏場、観光でレンタルサイクル含めて、色々な形でお越しになる方が多いという部分を含め、そういうものを設定し、少し余裕を持って、交通安全に配慮した基準を設けさせていただいたということです。

○議長（齊藤 正議員） はい、ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声）

はい、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第8、議案第2号の件を採決します。議案第2号、美瑛町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

はい、挙手多数であります。したがって、議案第2号の件は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第3号 美瑛町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について

○議長（齊藤 正議員） 日程第9、議案第3号、美瑛町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい、都市建設課長」の声）

はい、武井都市建設課長。

（都市建設課長 武井 一真 君 登壇）

○都市建設課長（武井一真君） 議案第3号の提案理由のご説明を申し上げます。議案集は、23頁から36頁になります。条例制定の要旨等は、資料1の8頁、9頁になります。この条例制定は、議案第2号と同様に一括法の施行により、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）が改正されたことに伴い、本条例を制定するものです。なお附則で、施行期日を平成25年4月1日と定めています。最初に議案を朗読させていただき、その後に条例制定の目的及び規定内容等の説明をさせていただきます。

（議案の朗読を省略する）

資料の 8 頁、要旨からご説明をさせていただきますので、資料 8 頁をお開きいただきたいと
思います。(資料の朗読を省略する)

以上で、議案第 3 号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(齊藤 正議員) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第 9、議案第 3 号の件を採決します。議案第 3 号、美瑛町高齢者、障害者等の
移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定についての件を、原
案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第 3 号の件は原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 4 号 美瑛町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制
定について

○議長(齊藤 正議員) 日程第 10、議案第 4 号、美瑛町準用河川管理施設等の構造の技術
的基準を定める条例の制定についての件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、武井都市建設課長。

(都市建設課長 武井一真 君 登壇)

○都市建設課長(武井一真君) 議案第 4 号の提案理由のご説明を申し上げます。議案書は 37
頁から 47 頁になります。条例制定の要旨等は、資料 1 の 10 頁、11 頁になります。この条
例は第 2 号議案と同様に、第 1 次一括法の施行により、河川法の一部(第 100 条)が改正さ
れたことに伴い、本条例を制定するものであります。なお、附則で施行期日を平成 25 年 4 月
1 日と定めております。最初に議案を朗読させていただき、その後に条例制定の目的及び規定
内容等の説明をさせていただきます。

(議案の朗読を省略する)

以上で、議案第4号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（齊藤 正議員） これから質疑を行います。条例全文についての質疑を許します。
質疑ありませんか。

（「なし」の声）

はい、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第10、議案第4号の件を採決します。

議案第4号、美瑛町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第4号の件は原案のとおり可決されました。

10時50分まで休憩いたします。

休憩宣告（午前10時30分）

再開宣告（午前10時50分）

○議長（齊藤 正議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11 議案第5号 美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（齊藤 正議員） 日程第11、議案第5号、美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正についての件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい、総務課長」の声）

はい、石井総務課長。

（総務課長 石井 典夫 君 登壇）

○総務課長（石井典夫君） おはようございます。議案第5号の提案理由のご説明を申し上げます。議案集は48頁、改正に伴う新旧対照表は、別冊の資料1の12頁から13頁になります。今回の条例改正は、平成25年4月1日施行の役場機構改革による東京事務所の新設に伴い、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮し、国家公務員における一般職の職員の給与に関する法律等を準拠し、地域手当を支給する事を定めるものです。また、別表第3の行政職給料表級別職務分類表の係長職である専門員について、各道内自

治体で広く定着している主査に改正するものです。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で、議案第5号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(齊藤 正議員) これから質疑を行います。改正条例全文についての質疑を許します。
質疑ありませんか。

(「はい」の声)

はい、8番八木議員。

○8番(八木幹男議員) 8番八木です。東京事務所の方に赴任される方が対象だと思いますが、引っ越し費用、帰省の費用、月帰ってくるとか、そういったことがあるのかと、単身者と妻帯者では変わってくると思いますが、その辺の見解はいかがでしょうか。

(「はい、総務課長」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、石井課長。

○総務課長(石井典夫君) 条例で定めるのは、向こうへ行く赴任手当、戻ってくる手当。これについては、通常の条例の中で定めている内容に基づいて措置するように考えております。それから、家族云々は当然、現条例の中での対応になりますので、その条例の中で対応していくということになります。あと、年間通じての行き来という部分のお尋ねですが、予算上では4回程度計上させていただいているという状況です。

○議長(齊藤 正議員) はい、ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第11、議案第5号の件を採決します。議案第5号、美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第5号の件は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第6号 美瑛町手数料徴収条例の一部改正について

○議長(齊藤 正議員) 日程第12、議案第6号、美瑛町手数料徴収条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい、都市建設課長」の声)

はい、武井都市建設課長。

(都市建設課長 武井 一真 君 登壇)

○都市建設課長(武井一真君) 議案第6号の提案理由のご説明を申し上げます。議案書は49、50頁になります。条例制定の要旨等は、資料1の14、15頁になります。あわせて新旧対照表は16頁になります。今回の一部改正は、平成25年4月1日より北海道から屋外広告物の許可等に関する事務が権限移譲されることにより、美瑛町が許可を出し、手数料を徴収するものです。

最初に議案を朗読させていただき、その後に一部改正の要旨と改正内容の説明をさせていただきます。

(議案の朗読を省略する)

それでは、資料14頁の要旨からご説明をさせていただきますので、資料14頁をお開きいただきたいと思います。

(資料の朗読を省略する)

以上で、議案第6号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(齊藤 正議員) これから質疑を行います。改正条例全文についての質疑を許します。質疑ありませんか。

(「はい」の声)

はい、7番花輪議員。

○7番(花輪政輝議員) 7番議員です。第39の(7)はり札、(8)はり紙。このはり札とはり紙の違いはどういうところですか。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、武井課長。

○都市建設課長(武井一真君) 札の方が小さく、紙の方が大きいかと思いますが、何センチという基準は持ち合わせておりません。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、花輪議員。

○7番(花輪政輝議員) はい、7番議員です。札は小さい。小さくて1枚220円。はり紙は大きい。でも50枚につき300円。おかしいんじゃないの。要するにね、総面積を、大きさを定めるべきでないのか。

○議長(齊藤 正議員) はい、暫時休憩いたします。

休憩宣告(午前11時00分)

再開宣告(午前11時04分)

○議長（齊藤 正議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（「はい」の声）

はい、武井都市建設課長。

○都市建設課長（武井一真君） 訂正をさせていただきます。はり紙ですが、紙製、ビニール製のもので建築物、その他の工作物又はこれら以外の物件に貼り付けられたもの。はり札ですが、小型簡易なもので建築物その他の工作物又はこれら以外の物件に容易にとり外すことができる状態に取りつけられたものです。絵がありまして、はり紙の方は、主に電柱等に貼るような紙類です。札の方はほぼ木製を主としたもので、バリケードなどに貼ったり、立てたりするようなもので、状況的には札の方が大きい。ただ、何センチまでというような北海道の規定はありません。以上です。

（「はい」の声）

○議長（齊藤 正議員） はい、7番花輪議員。

○7番（花輪政輝議員） 7番議員です。総面積をある程度定める必要はないのか。その辺どうなのでしょう。

（「はい」の声）

○議長（齊藤 正議員） はい、武井課長。

○都市建設課長（武井一真君） 今の段階で規則で定められていると思います。いずれにしても、とんでもない大きいものを、そこら中に貼っていいという話には当然ならないことから、これにつきましては、規則等の整理の中で対応していく。また、北海道の状況も判断しながら整理したいと思います。

○議長（齊藤 正議員） はい、ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第12、議案第6号の件を採決します。議案第6号、美瑛町手数料徴収条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

はい、挙手多数であります。

したがって、議案第6号の件は原案のとおり可決されました。

○議長（齊藤 正議員） 日程第13、議案第7号、美瑛町高齢者福祉住宅条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい、保健福祉課長」の声）

はい、池田保健福祉課長。

（保健福祉課長 池田 由行 君 登壇）

○保健福祉課長（池田由行君） おはようございます。議案第7号、美瑛町高齢者福祉住宅条例の一部改正についての提案理由のご説明を申し上げます。議案書は51、52頁、条例改正の新旧対照表は、別冊の資料1の17頁になります。この度の条例改正は、援護を必要とする高齢者の方々に住み慣れた地域で健やかに安心して住み続けられる住居を提供することを目的に、新たに西町2丁目に建設をいたしました高齢者福祉住宅について、地方自治法第244条の2第1項の規定により、設置に関する事項を定めるなどのため本条例の一部を改正するものです。改正の内容は、第1条において、条中の字句の整備、第2条において西町高齢者福祉住宅の新たな設置と、これにかかわる条文の整備を行うものです。なお、西町高齢者福祉住宅への入居は、4月1日からを予定しています。それでは議案を朗読させていただきます。

（議案の朗読を省略する）

以上で、議案第7号、美瑛町高齢者福祉住宅条例の一部改正についての提案理由の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（齊藤 正議員） これから質疑を行います。改正条例全文についての質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第13、議案第7号の件を採決します。

議案第7号、美瑛町高齢者福祉住宅条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。

したがって、議案第7号の件は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第8号 美瑛町障害福祉サービス事業の設置及び管理に関する条例の
一部改正について

○議長（齊藤 正議員） 日程第14、議案第8号、美瑛町障害福祉サービス事業の設置及び管理に関する条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい、保健福祉課長」の声）

はい、池田保健福祉課長。

（保健福祉課長 池田 由行 君 登壇）

○保健福祉課長（池田由行君） 議案第8号、美瑛町障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例の一部改正についての提案理由のご説明を申し上げます。議案書は53頁、条例改正の新旧対照表は、別冊の資料1の18頁になります。この度の条例改正は、障害福祉サービス事業を実施するために設置しております美瑛町障害福祉サービス事業所、美瑛デイセンターすずらんの管理につきまして、引用する法律名の改正に伴い、本条例の一部を改正するものです。改正の内容は、平成24年6月27日に障害者自立支援法の一部改正が公布され、平成25年4月1日から、法律名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改称されることに伴い、第1条において条文の整備を行うものです。それでは議案を朗読させていただきます。

（議案の朗読を省略する）

以上で、議案第8号、美瑛町障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例の一部改正についての提案理由の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（齊藤 正議員） これから質疑を行います。改正条例全文についての質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第14、議案第8号の件を採決します。

議案第8号、美瑛町障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例の一部改正につい

ての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第8号の件は原案のとおり可決されました。

日程第10号 議案第9号 美瑛町営住宅管理条例の一部改正について

○議長(齊藤 正議員) 日程第10号、議案第9号、美瑛町営住宅管理条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい、住民生活課長」の声)

はい、大谷住民生活課長。

(住民生活課長 大谷 隆男 君 登壇)

○住民生活課長(大谷隆男君) 議案第9号、美瑛町営住宅管理条例の一部改正についての提案理由のご説明を申し上げます。議案集は、54頁から57頁になります。条例制定の要旨は、別冊の資料1の19頁から24頁、新旧対照表は、25頁から29頁になります。今回の条例改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第1次一括法の制定により、公営住宅法が改正され、これまで政省令で定められていた町営住宅等の整備基準について、条例で定めることとされたため、本条例の一部を改正するものです。最初に議案を朗読させていただき、その後、改正内容のご説明をさせていただきます。それでは、議案を朗読します。

(議案の朗読を省略する)

以上で、議案第9号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(齊藤 正議員) これから質疑を行います。

改正条例全文についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「はい」の声)

はい、7番花輪議員。

○7番(花輪政輝議員) 7番議員です。今般、改正された町営住宅管理条例は、すべてが国の基準になっていて、本町独自のものは何もないということになっておりますが、例えば景観を勘案するとか、高齢者のためにエレベーターをつけるとか、独自の町営住宅の条例を勘案すべきではなかったのか伺います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、大谷課長。

○住民生活課長(大谷隆男君) 今回の施設の整備基準は、もともと従来は国の基準どおりでや

ってきたということです。実際の整備は、例えばその部屋の広さとか、そういったものは実は国の基準よりも上回った形で、かなり広く整備していることや、或いはバリアフリーの関係は、国の整備基準とは別に道の住宅の補助基準があり、その中で段差解消は既に整備する段階でクリアしています。国の基準を上回った形で整備されています。今回は国の基準どおりで差し支えないところで改正させていただくものです。

○議長（齊藤 正議員） はい、ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声）

はい、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第15号、議案第9号の件を採決します。

議案第9号、美瑛町営住宅管理条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（「はい」の声）

はい、挙手多数であります。

したがって、議案第9号の件は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第10号 美瑛町都市公園条例の一部改正について

○議長（齊藤 正議員） 日程第16、議案第10号、美瑛町都市公園条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい、都市建設課長」の声）

はい、武井都市建設課長。

（都市建設課長 武井 一真 君 登壇）

○都市建設課長（武井一真君） 議案第10号の提案理由のご説明を申し上げます。議案集は、58頁から72頁になります。条例制定の要旨等は、資料1の30頁から32頁、新旧対照表は、33頁から50頁になります。今回の一部改正は、議案第2号等と同様に一括法の施行により、都市公園法第3条第1項、第4条第1項及び高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律第13条が改正され、これまで政省令で定められていた都市公園の設置基準等について、政省令を参酌し条例で定めることとされたことにより、必要な条例の改正を行うものです。なお、附則で施行期日を平成25年4月1日と定めています。

最初に議案を朗読させていただき、その後一部改正の要旨と改正内容の説明をさせていただきます。

(議案の朗読を省略する)

以上で、議案第10号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(齊藤 正議員) これから質疑を行います。改正条例全文についての質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第16、議案第10号の件を採決します。議案第10号美瑛町都市公園条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。

したがって、議案第10号の件は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第11号 美瑛町公共下水道条例の一部改正について

○議長(齊藤 正議員) 日程第17、議案第11号、美瑛町公共下水道条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい、水道課長」の声)

はい、山田水道課長。

(水道課長 山田 厚誠 君 登壇)

○水道課長(山田厚誠君) おはようございます。議案第11号の提案理由のご説明を申し上げます。議案集は、73頁から76頁をお開きください。説明資料は、資料1の51頁から58頁になります。今回の条例改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るため、関係法律の整備に関する法律、平成23年法律第105号の施行により、下水道法の一部が改正され、美瑛町公共下水道条例の一部を改正するものです。最初に議案を朗読させていただき、その後、改正内容のご説明を申し上げます。それでは議案を朗読させていただきます。

(議案の朗読を省略する)

以上で、議案第11号の提案理由の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたし

ます。

○議長（齊藤 正議員） これから質疑を行います。改正条例全文についての質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第17、議案第11号の件を採決します。

議案第11号、美瑛町公共下水道条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。

したがって、議案第11号の件は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第12号 美瑛町水道事業給水条例の一部改正について

○議長（齊藤 正議員） 日程第18、議案第12号、美瑛町水道事業給水条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい、水道課長」の声）

はい、山田水道課長。

（水道課長 山田 厚誠 君 登壇）

○水道課長（山田厚誠君） それでは、議案第12号の提案理由のご説明を申し上げます。議案集は、77頁から78頁をお開きください。説明資料は、資料1の59頁から64頁になります。今回の条例改正は、第2次一括法の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の施行により水道法の一部が改正され、美瑛町水道事業給水条例の一部を改正するものです。最初に議案を朗読させていただき、その後、改正内容のご説明をさせていただきます。それでは議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

以上で、議案第12号の提案理由のご説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（齊藤 正議員） これから質疑を行います。改正条例全文についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第18、議案第12号の件を採決します。

議案第12号、美瑛町水道事業給水条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。

したがって、議案第12号の件は原案のとおり可決されました。

午後1時まで休憩いたします。

休憩宣告(午前11時43分)

再開宣告(午後1時00分)

○議長(齊藤 正議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第19 議案第13号 平成24年度美瑛町一般会計補正予算について

日程第20 議案第14号 平成24年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算について

日程第21 議案第15号 平成24年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算について

日程第22 議案第16号 平成24年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算について

日程第23 議案第17号 平成24年度美瑛町水道事業会計補正予算について

日程第24 議案第18号 平成24年度美瑛町立病院事業会計補正予算について

○議長(齊藤 正議員) 日程第19、議案第13号、平成24年度美瑛町一般会計補正予算についての件、日程第20、議案第14号、平成24年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算についての件、日程第21、議案第15号、平成24年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算についての件、日程第22、議案第16号、平成24年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算についての件、日程第23、議案第17号、平成24年度美瑛町水道事業会計補正予算についての件及び日程第24、議案第18号、平成24年度美瑛町立病院事業会計補正予算についての件を一括議題とします。

これから、各議案の提案理由の説明を求めます。まず、議案第13号について提案理由の説

明を求めます。

(「はい、総務課長」の声)

はい、石井総務課長。

(総務課長 石井 典夫 君 登壇)

○総務課長(石井典夫君) 議案第13号の提案理由のご説明を申し上げます。議案集は79頁からになります。今回の補正予算の主なものは、国の緊急経済対策の大型補正予算及び地域の元気臨時交付金等を活用し、新年度で予定していた事業費の前倒しによる繰越明許事業費13億2,607万9千円、各種事業費の確定及び補助金等の予算の調整、除雪費の追加、北町地区の公営住宅建設用地の取得費などです。

それでは、議案条文を朗読し、その後内容の説明をいたします。

(議案の朗読を省略する)

それでは、事項別明細書の歳出から説明いたします。95頁をお開き願います。事項別明細書歳出です。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目職員給与費、補正額4,037万6千円の減額です。職員給与費は、退職それから会計間移動等による調整です。

第2目一般管理費、補正額336万8千円の減額です。一般管理費で臨時職員賃金、これは緊急雇用事業にかかる震災避難者、帰郷による賃金の減で351万円の減額。それから、特別職旅費及び負担金は出張及び会議数の増によるものです。

第5目財産管理費、補正額111万7千円の追加です。庁舎維持管理事業、燃料単価高騰による追加です。

第6目情報管理費、補正額はありませんが、事業費確定に伴う財源の調整です。

第7目町有林管理費、補正額482万9千円の減額です。(1)、(2)の事業費確定に伴う減額です。

97頁になります。第8目地域振興費、補正額255万6千円の減額です。(1)、(2)のそれぞれの事業の確定に伴う負担金等の整理です。

第11目災害対策費、補正額340万8千円の減額です。防災無線整備事業の事業費確定に伴う整理です。

第12目諸費、補正額はありませんが、事業費の確定に伴う財源の調整です。

続きまして99頁になります。第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、補正額37万5千円の減額です。(1)準要保護世帯等法外援助事業、交付対象者数の減による減額です。

第2目高齢者福祉費、補正額72万3千円の追加、(1)、(2)は設置者、利用対象者等の増によるものです。(3)は、補助金の確定に伴う整理です。(4)、(5)は利用対象者等の増に

伴う追加です。

第3目障害者福祉費、補正額3,641万4千円の追加です。(1)、(2)は、受給者給付費の減です。(3)、(4)は、支給対象者の増に伴う追加です。

第6目高齢者福祉住宅費、補正額130万円の減額です。高齢者福祉住宅2号棟の事業費確定に伴う整理です。

101頁をお開きください。第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費、補正額1,153万5千円の減額です。(1)、(2)それぞれ給付人数の確定に伴う減、それから運営費補助金の人件費の減による事務費の減です。

第2目保育所費、補正額はありません。広域保育負担金増に伴う財源調整です。

103頁をお開き願います。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目保健衛生総務費、補正額2,583万円の減額です。(1)、(2)それぞれ繰越金の計上による減、それから決算見込みによる負担金の減です。

第2目保健指導費、補正額46万1千円の減額です。検診受診実績に伴う整理です。

第3目予防費、補正額586万8千円の減額です。(1)、(2)それぞれ接種及び受診実績に伴う整理です。

第4目保健センター費、補正額17万7千円の追加です。燃料単価高騰に伴う燃料費の追加です。

第5目医療扶助費、補正額はありませんが、事業費確定に伴う財源調整です。

第6目環境衛生費、補正額20万円の減額です。基準入浴額超過に伴う助成対象外による補助金の減額です。

第2項清掃費、補正額213万4千円の減額です。大雪清掃組合決算見込みによる負担金の減です。

105頁をお開き願います。第6款農林水産業費、第1項農業費、補正額5億2,819万9千円の追加です。(1)、(2)は事業費確定に伴う整理です。(3)置杵牛農産物加工交流施設管理運営事業は、体育館の暖房機の修繕です。17万7千円の追加です。(4)へプタクロル残留対策事業以下4事業は、(9)までですが事業費確定に伴う整理です。(10)小麦プロジェクト拠点施設整備事業、それから(11)、(12)、(13)までは、総額5億3151万6千円になりますが、国の経済緊急対策及び地域の元気臨時交付金を活用した繰越明許事業になるものです。詳細は事業概要書の1頁、6頁、7頁を参照して下さい。

(14)の農地保有合理化事業は、決算見込みに伴う増です。

107頁をお開き願います。第2項耕地費、第1目耕地整備費、補正額3,802万7千円の追加です。(1)、(2)は、事業費確定に伴う減、(3)、(4)は、緊急経済対策等による繰越明許事業です。

第2目農道整備費、補正額380万3千円の減額です。旭第3線道路改良舗装事業、事業費確定に伴う減額です。第3目基幹水利施設管理費、補正額621万円の追加です。(1)は、注水ゲートの修繕、それから委託は事業費の確定に伴う節の調整になります。(2)は、緊急経済対策等による繰越明許事業です。

第3項林業費、補正額588万9千円の減額です。(1)、(2)それぞれ事業費確定に伴う整理です。

109頁をお開き願います。第7款商工費、第1項商工費、第2目商工業振興費、補正額1,141万2千円の追加です。商店街駐車場整備事業、これは旭川信用金庫横の用地ですが、地権者の協力を得たことから、地域の元気臨時交付金を活用し、繰越明許事業により整備を行うものです。

第5目交流促進施設費、補正額91万2千円の追加です。(1)宿泊交流施設管理事業は、光熱水費の増に伴う増及び室外機の修繕費です。(2)の道の駅は、事業費確定に伴う整理です。

第7目ビルケの森費、補正額122万円の減額です。(1)ビルケの森管理事業については、冬期間閉館に伴う燃料費の減、(2)は、執行額確定に伴う整理です。

第8目イベント推進費、補正額1,373万円の追加です。圧雪車格納庫建設事業は、地域の元気臨時交付金を活用し、繰越明許事業により執行等するものです。詳細は、事業概要書の8頁を参照して下さい。

111頁になります。第8款土木費、第2項道路橋梁費、第1目道路維持修繕費、補正額はありませぬ。事業費確定に伴う財源調整です。

第2目道路新設改良費、補正額4,175万7千円の減額です。(1)から(5)まで事業費確定に伴う整理です。

第3目道路橋梁修繕費、補正額はありませぬ。事業費確定に伴う財源調整です。

第4目除雪対策費、補正額6,922万円の追加です。1点目が除雪対策事業、降雪量の増及び燃料費増嵩に伴う追加です。3,240万円です。(2)の雪寒建設機械整備事業、これは除雪ダンプトラックの購入です。経済緊急対策に伴う繰越明許事業で実施するものです。

第5目交通安全施設費、補正額115万7千円の追加です。(1)、(2)それぞれ電気料金の単価アップによる追加です。

113頁をお開き願います。第4項都市計画費、第1目街路灯事業費、補正額4,839万6千円の追加です。(1)は、事業費確定に伴う整理です。(2)、(4)、(5)、(6)各事業は、地域の元気臨時交付金を活用し実施する繰越明許事業費です。(3)は、事業費確定に伴う整理です。

第2目公共下水道費、補正額783万6千円の減額補正です。繰越金等の計上による公共下水道繰出金の減です。

第3目公園費、補正額267万9千円の減額補正です。丸山公園改修事業以下3事業について事業費が確定したことに伴う整理です。

115頁をお開き願います。第5項住宅費補正額、2億7,439万4千円の追加です。旭町団地3号棟建設事業、以下(2)から(6)及び(8)の各事業は、事業費確定に伴う整理です。(7)旭町団地4号棟建設事業は、経済緊急対策事業による繰越事業です。1億6,092万1千円。(9)の北町団地建設事業は、土地開発公社が所有しています土地を、25年度より着工予定の北町公営住宅の建設用地として取得するための購入費です。1億2,608万円です。

第9款消防費、第1項消防費、補正額1,840万5千円の減額です。決算見込み等による負担金の整理です。

117頁をお開き願います。第10款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費、補正額322万8千円の減額です。(1)私立幼稚園は、対象者確定に伴う整理です。(2)の英語指導助手管理事業は、帰国旅費未執行による減額です。(3)は、執行額確定に伴う整理です。

第3目学校給食費、補正額23万6千円の追加です。給食室の天井等の修繕です。

第4目教員住宅管理費、補正額はありませんが、入居者減に伴う財源調整です。

第5目通学自動車運行費、補正額36万円の減額です。スクールバスの購入費確定に伴う整理です。

第2項小学校費、第1目学校管理費、補正額3億8,899万7千円の追加です。(1)は、光熱水費の増及び修繕費等の確定に伴う調整です。(2)、(3)は、事業費確定に伴う整理です。

(4)美瑛東小学校改修事業及び美瑛小学校グラウンド改修事業は、国の緊急経済対策による繰越明許事業です。詳細については事業概要書3頁、4頁を参照して下さい。

第2目教育振興費、補正額75万7千円の減額補正です。該当児童数の減による整理です。

119頁をお開きください。第3項中学校費、第1目学校管理費、補正額8,713万5千円の追加です。(1)は、光熱水費の増嵩に伴う追加です。(2)は、事業費確定に伴う整理です。(3)美瑛中学校耐震改修事業は、国の緊急経済対策事業による繰越明許事業として計上したものです。詳細は事業概要書の5頁を参照して下さい。

第2目教育振興費、補正額156万6千円の減額補正です。該当生徒数の減による減額です。

第4項社会教育費、補正額685万3千円の減額です。図書館の電気料使用実績に伴う減、それから図書館の事業費確定に伴う整理です。

第11款公債費、第1項公債費、補正額2,851万3千円の減額です。起債償還利子及び一時借入金等の整理です。

121頁をお開き下さい。第12款諸支出金、第1項普通財産取得費、補正額5,314万1千円の追加です。第3目財政調整基金費から第7目の福祉基金費は、各運用利子を積み立て

るものです。

第9目丘のまちびえいまちづくり基金費、補正額134万円の追加です。ふるさと納税等の寄附金13件分です。今年度2月末現在で全体で216万5千円の寄附をいただいております。

第11目公共施設等整備基金費、補正額5,016万9千円の追加です。運用利子及び財源の確保が図れたため積み立てを行うものです。

第12目人づくり育成基金費、補正額121万5千円の追加です。人づくり育成基金運用利子及び財源確保によるものです。

123頁になります。第2項公営企業費、第1目上水道事業補助金、補正額139万1千円の減額補正です。事業費確定に伴う整理です。

第3目病院事業負担金、補正額1,160万円の減額補正です。医療機器購入額確定に伴う減です。

第13款災害復旧費、第2項農林業施設災害復旧費、補正額はありませんが、補助率の確定に伴う財源調整です。

次に歳入の説明をいたします。85頁にお戻り願います。事項別明細書歳入です。第1款町税、第1項町民税、補正額2千万円の追加です。農業所得者、雑所得の増によるものです。

第4項たばこ税、補正額200万円、売り渡し本数の増による追加です。

第10款地方交付税、第1項地方交付税、補正額1億5,732万8千円の追加です。今年度の地方普通交付税の補正です。今回で全額計上ということになります。

第12款分担金及び負担金、第1項負担金、補正額54万8千円の追加です。これは、緊急経済対策事業実施に伴う追加です。

第13款使用料及び手数料、第1項使用料、補正額550万円の減額です。交流施設宿泊使用料、宿泊利用者減による減額です。第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費負担金、補正額905万5千円の追加です。(1)、(2)それから第2節の子ども手当負担金、いずれも実績による調整です。

第2目衛生費負担金、補正額1万円の減額です。交付額決定に伴う整理です。

第2項国庫補助金、第3目農林水産業費補助金、補正額1億8,838万7千円の追加です。緊急経済対策事業実施に伴う追加です。小麦プロジェクト拠点施設関係の補助です。

第4目商工費補助金、補正額980万円の減額です。旧スーパー整備計画の再検討に伴う交付金の減です。

第5目土木費補助金、補正額2,942万円の減額です。1番から4番までは、事業費確定に伴う整理です。5番目の雪寒建設機械整備費補助金は、緊急経済対策事業実施に伴う追加です。2,427万円。

第3節都市計画費補助金ですが、1番から5番までは、事業費確定による整理です。

第4節の住宅費補助金ですが、1番から3番までは、事業費確定に伴う整理です。4番目の旭町団地4号棟建設事業を交付金は、緊急経済対策実施に伴う追加です。5,979万2千円です。

87頁をお開き願います。第6目教育費補助金、補正額1億9,721万5千円の追加です。私立幼稚園就園奨励費補助金については、園児数確定に伴う整理です。小学校費補助助成金ですが、東小学校の改修事業、それから美瑛小学校のグラウンドの改修事業、そして中学校の耐震事業、いずれも緊急経済対策事業実施に伴う補助金の追加です。

第7目総務費補助金、補正額9,180万円の追加です。地域の元気臨時交付金です。

第3項国庫委託金、補正額61万円の減額です。子ども手当事務取扱委託金の整理です。

第15款道支出金、第1項道負担金、第1目民生費負担金、補正額428万7千円の追加です。1、2それから子ども手当負担金、いずれも実績に伴う整理です。

第2目衛生費負担金、補正額673万円の減額です。1、2番それぞれ交付額確定に伴う整理です。

第2項道補助金、第1目総務費補助金、補正額161万1千円の減額です。事業費確定に伴う整理です。

第2目民生費補助金、補正額15万円の減額です。老人クラブ運営費補助金、対象事業費確定に伴う減です。第3目衛生費補助金、補正額で70万2千円の減額です。1番、2番それぞれ実績確定に伴う整理です。

第4目労働費補助金、補正額285万7千円の減額です。緊急雇用創出推進事業補助、震災避難者の年度途中での帰町による減額です。

第5目農林水産業費補助金、補正額1億258万3千円の追加です。1番から5番までについては、事業費確定に伴う整理です。6番の強い農業作り交付金は、緊急経済対策事業実施に伴う追加です。

2節の工事費補助金は、緊急経済対策事業出資に伴う追加、それから3節の林業費補助金は、1番2番それぞれ事業費確定に伴う整理です。

89頁をお開き願います。第7目土木費補助金、補正額50万9千円の増です。電源立地地域対策交付金、交付額決定に伴う追加です。

第8目災害復旧費補助金249万5千円の追加です。事業費並びに補助率確定に伴う追加です。

第16款財産収入、第1項財産運用収入、第1目財産貸付収入、補正額124万3千円の減額補正です。教員住宅貸付料、入居者減に伴う減額です。

第2目利子及び配当金、補正額64万6千円の追加です。1番から7番まで、それぞれ運用利子の追加に伴う補正です。

第2項財産売払収入、補正額2,794万8千円の減額です。1番、2番それぞれ売払単価の下落による減額です。

第17款寄附金、第1項寄附金、補正額134万円の追加です。まちづくり寄附金13件分です。

続きまして、第18款繰入金、第1項繰入金、補正額10万円の減額です。福祉基金繰入金、財源確保に伴う整理です。

第20款諸収入、第4項受託事業収入、補正額7万2千円の追加です。農地保有合理化事業事務委託金、決算見込みによる追加で。

第5項雑入、補正額1,624万3千円の追加で。1番目の広域保育負担金は、町外児の2名分の追加です。2番目の食料供給基盤強化は、事業費確定に伴う整理です。3番目は、国保連からのサービス給付費の増加で1,045万1千円の追加です。4番目の全国町村会総合賠償補償保険精算金は、過去に町が単独補償した事故で、単独に支出しているものを、保険会社からその精算を受けたものです。500万円です。

第21款町債、第1項町債、第1目総務債、補正額430万円の減額です。総務管理費債、事業費確定に伴う調整です。

第2目民生債、社会福祉債ですが、事業費確定に伴う整理です。

91頁をお開き願います。第3目衛生債、補正額10万円の減額です。これも事業費確定に伴う財源の整理です。

第4目農林水産業債、補正額1億8,620万円の追加です。農業債は、(1)、(2)は、事業費確定に伴う整理。(3)の補正予算債は、今回の緊急経済対策事業実施に伴う起債です。1億9千万円です。耕地債は、事業費確定に伴う整理です。

第5目商工債、補正額1,210万円の追加です。事業費確定等による整理です。

第6目土木債、補正額1億6,110万円の追加です。1番の道路橋梁債は、事業費確定に伴う調整です。なお(9)の補正予算、雪寒建設機械整備事業債は、緊急経済対策事業実施に伴う補正予算債です。(10)は、過疎から辺地への変更です。

続きまして住宅債は、同じく緊急経済対策事業実施に伴う補正債の追加です。

第8目教育債、補正額2億6,830万円の追加です。1番の教育総務債は、事業費確定に伴う整理。次の小学校債ですが、(1)、(2)は事業費確定に伴う整理、それから(3)、(4)は緊急経済対策事業実施に伴う補正予算債です。

中学校債、(1)は事業費確定に伴う整理、(2)は緊急経済対策事業実施に伴う補正予算債になります。

社会教育債、図書館の関係ですが、事業費確定に伴う整理です。

93頁をお開き願います。第9目病院事業債、補正額1,160万円の減額です。事業費確

定に伴う整理です。

第10目臨時財政対策債、補正額627万3千円の追加です。発行額確定に伴う追加です。

第11目災害復旧債、補正額240万円の減額です。補助率かさ上げによる調整です。

続きまして、第2表の説明をいたします。82頁へお戻り願います。国の経済緊急経済対策及び地域の元気臨時交付金を活用し、平成25年度に繰り越して実施するものです。

第2表繰越明許費です。第6款農林水産業費、第1項農業費、事業名小麦プロジェクト拠点施設整備事業、以下3事業を合わせ、合計5億3,151万6千円。それから第2項の耕地費、道営事業負担金、以下2事業は、合わせて4,675万4千円。そして、第7款商工費、第1項商工費、商店街駐車場整備事業及び圧雪車格納庫建設事業、合わせまして2,514万2千円、第8款土木費、第2項道路橋梁費、雪寒建設機械整備事業3,682万円。第4項都市計画費、西町中町2丁目線排水整備事業、以下3事業になります。合計4,980万円です。第5項住宅費、旭町団地4号棟建設事業1億6,092万1千円。

第10款教育費、第2項小学校費、美瑛東小学校改修事業及び美瑛小学校グラウンド改修事業、計3億8,828万2千円、そして、第3項中学校費、美瑛中学校耐震改修事業8,684万4千円、合計18事業で13億2,607万9千円です。

続きまして、第3表の説明を行います。83頁をお開き願います。町債の総額に6億1,367万3千円を追加し、総額を17億9,947万3千円です。追加は、国の緊急経済対策事業の実施に伴い補正予算債を追加するものです。また、変更は事業費の確定等に伴うものです。

では、読み上げます。

(第3表の朗読を省略する)

80頁から81頁までの第1表は説明を省略いたします。以上で、議案第13号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長(齊藤 正議員) 次に、議案第14号について提案理由の説明を求めます。

(「はい、保健福祉課長」の声)

はい、池田保健福祉課長。

(保健福祉課長 池田 由行 君 登壇)

○保健福祉課長(池田由行君) 議案書の125頁をお開き願います。議案第14号の提案理由のご説明を申し上げます。この度の補正は、歳入における繰越金の確定及び歳出における指定管理者の運営を支援する貸付金の減額に伴い、歳入歳出の補正をするものです。それでは議案条文を朗読させていただきます。

(議案の朗読を省略する)

次に129頁をお開き願います。歳入歳出予算事項別明細書について、歳出からご説明を申し上げます。

歳出、第1款施設事業費、第1項管理費、第1目一般管理費、補正額2千万円の減です。これは説明欄にありますように、老人保健施設ほの香の施設運営にかかる費用の貸付金が、指定管理者の執行見込みにより減額するものです。本施設は、昨年度から施設の介護サービスに係る介護報酬、利用料などは指定管理者が直接收受し、施設を運営する利用料金制による運営を行っているところです。円滑な運営を図るための施設運営費貸付金として、当初予算で1億円を計上しています。

第2款公債費、第1項公債費、第1目元金、補正額0円です。これは平成23年度予算の精算により発生した繰越金に伴う財源の調整とになります。

次に、127頁をお開き願います。歳入のご説明を申し上げます。歳入、第2款繰入金、第1項繰入金、第1目一般会計繰入金、補正額5万6千4百円の減です。この企業債償還繰入金は、第4款の繰越金の額の確定に伴い、一般会計からの繰越金を減額補正するものです。

第3款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金、補正額1万6千4百円の増です。この繰越金は、平成23年度予算の精算に伴い発生した繰越金を補正するものです。

第4款諸収入、第1項貸付金元利収入、第1目貸付金元利収入、補正額2千万円の減です。この貸付金元利収入は、歳出で説明の指定管理者への貸付金の減額に伴い、減額を補正するものです。なお、前頁126頁の第1表歳入歳出予算補正についての説明は省略します。

以上、議案第14号の提案理由といたします。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（齊藤 正議員） 次に、議案第15号について提案理由の説明を求めます。

（「はい、商工観光課長」の声）

はい、後路商工観光課長。

（商工観光課長 後路 宜伸 君 登壇）

○商工観光課長（後路宜伸君） 議案第15号の提案理由のご説明を申し上げます。議案集は131頁からになります。今回の補正の内容は、歳入の泉源使用料は、温泉施設の施設改修により営業期間が短縮となったことなどによる減、それと前年度繰越金の確定による補正です。

また、歳出では、繰越金の増に伴い基金積立金を増額するものです。

それでは議案の条文を朗読し、その後内容の説明をいたします。

（議案の朗読を省略する）

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書135、136頁をお開き願います。

歳出、第3款基金積立金、第1項基金積立金、第1目泉源事業基金積立金、補正額7万3千円の追加は、繰越金の増により白金泉源事業特別会計基金に積み立てるものです。

次に、前の頁133、134頁をお開き願います。

歳入、第2款泉源使用料、第1項使用料、第1目使用料、補正額107万円の減額です。温泉施設であるホテルの大浴場などの施設改修により、営業期間が短縮となったことなどによる

減です。

第4款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金、補正額114万3千円は、前年度繰越金です。

前の頁132頁、第1表歳入歳出予算補正は省略いたします。

以上、提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（齊藤 正議員） 次に、議案第16号について提案理由の説明を求めます。

（「はい、水道課長」の声）

はい、山田水道課長。

（水道課長 山田 厚誠 君 登壇）

○水道課長（山田厚誠君） それでは、議案第16号の提案理由のご説明を申し上げます。

議案集137頁をお開き願います。今回の補正は、歳出では建設事業費で委託料と補償補てん及び賠償金の減額、公債費では償還金利子及び割引料の減額、歳入では補助事業費の減額により、下水道事業補助金及び下水道事業債の減額をするものです。また、社会資本整備総合交付金の全体計画の見直しが行われたことにより、美瑛町公共下水道終末処理場改築更新工事の一部事業について繰り越しをするものです。

以下、議案を朗読してご説明を申し上げます。

（議案の朗読を省略する）

初めに、事項別明細書の歳出についてご説明を申し上げます。143頁をお開きください。

歳出、第1款下水道事業費、第1項下水道管理費、第1目一般管理費、補正額はありません。あくまでも財源調整で繰入金を減額するものです。

第2項事業費、第1目建設事業費、補正額210万円の減。委託料は精算による減額、補償補てんは工事による井戸枯れが発生しなかったことによる減額です。

第2款公債費、第1項公債費、補正額123万5千円の減、第1項の元金は補正額はありませんが、財源の調整です。

第2目利子は、下水道事業債の利率確定による減額をするものです。

次に、141頁に戻りまして、歳入についてご説明を申し上げます。歳入、第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目受益者負担金、補正額18万円の減。現年分は、受益者負担金の現年分の予算額を下回る見込みとなったことから減額をしております。滞納繰越分は、実績により増額をするものです。

第2款使用料及び手数料、第1項使用料、第1目使用料、補正額49万2千円の増。使用料は現年度分の予算を上回る見込みとなったため増額をするものです。

第3款国庫支出金、第1項国庫補助金、第1目下水道事業補助金、補正額80万円の減額。補助事業費の減額によるものです。

第4款繰入金、第1項繰入金、第1目一般会計繰入金、補正額783万6千円の減額です。

これは繰越金等による財源確保のための減額です。

第5款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金、補正額618万9千円の増額です。これは前年度からの繰越金の財源調整です。

第7款町債、第1項町債、第1目下水道事業債、補正額120万円の減額。補助事業費の減により減額するものです。

次に、139頁に戻りまして、第2表繰越明許費、第1款下水道事業費、第2目事業費、事業名、下水処理場整備事業費金額6,800万円、合計6,800万円。

次の頁の地方債補正についてご説明を申し上げます。第3表地方債補正、変更前限度額9,060万円、変更後8,940万円とし、起債の目的、起債の方法、利率、償還の方法は変更前と同じですので省略いたします。

次に、138頁の第1表歳入歳出予算補正は省略いたします。

以上であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（齊藤 正議員） 課長そのまま。次に、議案第17号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

山田水道課長。

○水道課長（山田厚誠君） それでは、続きまして議案第17号の提案理由のご説明を申し上げます。議案集の145頁をお開きください。今回の補正は、収益的支出の営業費用で減価償却費の減額、営業外費用では消費税の増額、特別損失では敷設換え工事等の除却損確定による増額。

収入では、営業外収益の他団体負担金が減額、雑収入では建物災害共済金等による増額をするものです。

また、資本的支出では建設改良費で工事請負費の減額、歳入では工事負担金の減額、一般会計補助金の減額をするものです。

以下、議案を朗読させていただきます。

（議案の朗読を省略する）

収益的支出についてご説明を申し上げます。148頁をお開きください。支出、第1款水道事業費用、第1項営業費用、第1目原水及び浄水費、補正額68万2千円の増。燃料費は燃料単価の高騰、光熱水費は電気料の値上げ、委託料は入札による減、修繕費は施設の老朽化による修繕の増ということです。

第2目配水費及び給水費、補正額はありませんが、修繕につきましては施設の老朽化による修繕費の増、材料費は取り替え量水機の個数の減少による減額となっています。

第3目総経費、補正額50万円の減額。これは職員の超勤手当等の減少による減額です。

第4目減価償却費、補正額240万円の減額、減価償却費は配水管の布設替工事等による除却による減額です。

第2項営業外費用、第2目消費税及び地方消費税、補正額240万円の増。これは決算見込みの再計算による結果、増額となったものです。

次の頁に行きまして、第3項特別損失、第1目固定資産除却損、補正額28万3千円の増。配水管の布設替工事等に伴う除却損、それから量水器の取り替え工事に伴う除却損で。

それでは前に戻りまして、収入のご説明を申し上げます。147頁です。

収入、第1款水道事業収益、第1項営業外収益、第2目他団体負担金、補正額30万円の減。他団体の負担金には消火栓の修繕等が発生しなかったことによる減額です。

第5目雑収入、補正額60万9千円の増。これは、落雷による建物災害共済金の収入の増による増額です。

次に、資本的支出のご説明を申し上げます。151頁をお開きください。支出、第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目配水及び給水設備工事費、補正額1,001万4千円の減額。これは道路改良に伴う配水管布設工事等で1工事が取りやめとなったことと、工事の入札減による減額です。

それでは1頁前に戻りまして、歳入のご説明を申し上げます。資本的収入、第1款資本的収入、第1項工事負担金、補正額730万6千円の減。これは資本的収入の工事負担金、入札減による負担金減です。

第2項一般会計補助金、第1目一般会計補助金、補正額139万1千円の減、これは入札減等による減額です。

以上であります。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（齊藤 正議員） 次に、議案第18号について提案理由の説明を求めます。

（「はい、病院事務局長」の声）

はい、太田病院事務局長。

（町立病院事務局長 太田 茂夫 君 登壇）

○事務局長（太田茂夫君） 議案第18号の提案理由のご説明を申し上げます。議案集は152頁になります。今回の補正は、今年度入院患者数が減少傾向で推移しており当初予定量を下回る見込みとなったため、事業予定量の原因補正、収益的収入及び支出では入院患者数減少による入院収益裁量費及び経費の減額補正と給与費の減額補正をするものです。また、資本的収入及び支出では、備品購入費の額が確定し、一般会計負担金、企業債及び備品購入費の減額補正をするものです。

最初に議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

はじめに、収益的支出のご説明をいたします。155頁になります。第1款病院事業費用、第1項医業費用、第1目給与費、補正額2,600万円の減です。医師給、医師手当、法定福利費は、常勤医師確保のため各関係機関に働きかけを行いました。現在増員ができない状況ですので減額をするものです。

第2目材料費、補正額3,100万円の減。薬品費、診療材料費は、入院患者数の減に伴い購入量の減、そして廉価購入等により減額するものです。

第3目経費、補正額1,300万円の減。委託料は入札執行残及び入院患者減少により患者給食業務委託料、寝具委託料等の減額をするものです。

次に、収益的収入です。154頁です。第1款病院事業収益、第1項医業収益、第1目入院収益、補正額7千万円の減。入院収益は、今年度これまでの入院患者数が当初予定を下回って推移していることから、これに伴い収益の減額をするものです。

次に、資本的支出です。156頁をお開き願います。第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目資産購入費、補正額2,034万円の減。今回、起債対象医療機器購入の額が確定したので減額をするものです。

資本的収入です。第1款資本的収入、第1項医療設備整備負担金、第1目医療設備整備負担金、補正額1,160万円の減。一般会計について備品購入の額が確定したため減額するものです。

第2項企業債、第1目企業債、補正額1,160万円の減。企業債についても備品購入の額が確定し、減額をするものです。

以上、提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（齊藤 正議員） これで、6案件についての提案理由の説明を終わります。

2時30分まで休憩いたします。

休憩宣告（午後 2時09分）

再開宣告（午後 2時30分）

○議長（齊藤 正議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。はじめに6案件に関連する事項についての総括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで、6案件に関する関連する総括質疑を終わります。

次に、議案第13号についての総括質疑を許します。

（「はい」の声）

4番杉山議員。

○4番（杉山勝雄議員） 4番杉山です。今回の補正で進められる事業には、国の緊急経済対策

債、大変有利な事業として美瑛町にとってはこれまでの諸懸案が一気に進めることができると、大変良いことづくめのお話の陰で、大変大事なことが背景に追いやられるのではないかという危惧も持ちます。その一つは、小麦プロジェクトであります。言うまでもなくこれは公の施設です。その施設を管理運営するに当たって、特定のものに利益を供用する。結果的に特定のものに管理や運営が任されるのはあり得るとしても、町内に同じような業者がおられます。美瑛を愛し、私財を投じてまちづくりに励んでおられる方々と当然競合が起きてまいります。その方々の知恵や力を何故これまで活用しなかったのか。或いは、意見に対して耳を傾ける努力をしなかったのか。プランが作られていく過程で、幾らでも町民の意見を取り入れる方法はあったらと思う。結果的に、民間の業者と競合するような施設、そして運営のあり方は、公の施設としてふさわしいのかという率直な疑問を持ちます。このことについてどう考えておられるのか質問をいたします。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 答弁を申し述べさせていただきます。今回の緊急経済対策は、ありがたいということもありますが、しかし一方では、国全体が大変厳しい中での補正予算、また国家財政の運営、財政の執行ですから、我々も十分に地域づくり、また町行政運営に必要なものを実施していこうと検討をさせていただきました。事業の内容は、見ていただいてご覧のとおりであります。普段、町単独で単費で行わなければならない部分を、補正予算の補正債が付いたり、補助が付いたりということは大変町としても事業をやりやすい。事業を単費ですると大変負担がかかるが、こういった補正等で対応できれば事業をやりやすく、町の財政運営上大変ありがたいということです。そういった事業を選ばさせていただいたということ。それからもう一つは、各省庁に我々、町政執行に当たり、各関係機関に補助事業化等の対応を色々検討してきたところですが、そういった事業が各省庁でこの事業は補正予算等の対応ができるということで、裏負担といいますか、町に財政的に有利な負担をいただけるものについて、各関係機関、また道と協議して実施をさせていただいたのが実態です。その中で小麦プロジェクトの関係について杉山議員さんから、民間の部分でできるものを何故やるのだということですが、基本的にこの事業は、議員の皆さん方にも議員協議会でも説明させていただいてるとおり、美瑛町のまちづくりにこれから大きな活用ができると、また、まちづくりを進めることができる施設だということで、我々も検討してきたところです。小さな町や村等の運営は、例えば、大都市では黙っていても、企業、人がたくさんいますから、そういったところに色々なものができていきます。そうすると都会の方はある程度、行政がそんなに手をつけないでも色々な環境が整ってまいります。そういう意味では、非常に地方と都市との格差が大きくなっていく、そういった面も大きな原因だと判断をしているところです。我々、地域の運営は、そういった状況を黙

っていて何かが起こることはあまりないわけですから、そういう面では、行政が都会ではなかなか手をつけない部分に対しても、手をつけていくということは、これはもう理解をしていただけることだと思っています。今回の小麦プロジェクトは、美瑛町としてやはり多くのお客さんが、120万人を超えるお客さん方が来ていただいている、そういうお客さん方に我々としても経済行為の対象として、内需を膨らましていく、そういう事業を国に提案をさせていただいたところです。美瑛町が全体的に旅行に来ていただける方々に良いサービスを提供できる、そういう地域づくりを進めているところです。その内容は、まず一つは、やはり景観という美瑛町の重要な美しいまち。景観、丘のまち美瑛の美しさ、こういったものをしっかりと多くの方々に見ていただける、それがまず基本ですから、そのために農業施策とか、さらにまた北大との連携を通じて、これからも美しい景観をつくり上げていこう。また一方では、景観審議会等で景観の管理等していただくような体制を進めています。それからもう一つは、商店街等活気のあるまちづくりということで、お客さんが来ていただいても商店街に寄っていかないということであれば、皆さん方からの色々なご意見等いただきながら、これまでも色々活性化に取り組んできたわけです。観光客が来てるのに何故だということですから、そういった部分で今までも道の駅を町の中に取り込んだり、それから今、丸山通り等の整備をしながらお客さんに町を散策していただけるような環境、それから町の交流施設等を今後とも整備して、町民の方々、旅行者の方々が交流できるような場を設定していく、また、商工会なり商店街の方々が色々商品等を開発しながらお客さんにサービスを提供していく、そういう環境をつくらなければならないということです。それからもう1点が、来ていただいた方に良質なサービスを提供するというので、今まで町の中のホテル等も造らせていただき、ホテル等も民間の方々にやっています、町が補助事業等を利用して建設をさせていただいたところですし、今の道の駅等もそういう状況であります。そういう面では適切な質の高いサービスを提供したいということで、色々な課題を持っているわけですが、そこに食べるもの、食というものが非常に大きな課題となっています。美瑛町に来るような人たちは都会から来るような人が多いわけですが、普段、非常に質の高い料理とか、レストランとかそういうところに入っています。そうすると、観光に来て滞在をしているうちに、これだけ食材が良いものがある美瑛町で、レベルの高い食事をしたいという要望が非常に高くあると私どもは把握をしています。民間の方々、一生懸命頑張ってくれているのは当然ですが、例えば、美瑛選果では三ツ星のレストランの経営者が、あそこは1つでしたが、星を獲得する。中の方にもレストランが開業するというので頑張らせていただいているのですが、お客さんの声としては、美瑛町の食事、どこへ泊まっても良い食材、食事ができる、そういう地域にしていいただければという要望もありますし、我々もそういうテーマがこれからの美瑛町の発展に非常に大きな課題であると、手を打って行かなければならない題材だと思っています。先ほどから申し上げましたとおり、都会であれば杉山議

員言われるように、何故ということかもしれませんが、我々としてはそういった部分に黙っていても手がつけられない部分は、行政が梃子を入れていくことが必要だと思ってます。それで今回の施設は、美瑛町の地産地消のレベルを上げていく、また美瑛町の料理が非常に多くの方々に魅力ある、そういうレベルに高めていきたいということで、色々な研究、勉強、学ぶことが必要です。そういう場をつくっていききたいということで検討してきたところです。一方、この施設の運営を検討させていただいている地域の方々と協議会をつくり検討している方々、特に民間の方はその中でシェフの養成学校とか、今そういう所に行っている子供たちが、養成学校で2年、授業料を払い、そして卒業するわけですが、実際に使いものになる方が非常に少ないということです。そういう面から、彼らも料理の業界に入ってくる若い人たちを何とか育成したい、外国の例えばイタリアやフランスとかそういったところのシェフ、料理を提供する場所に負けないような日本の文化をつくり上げたい。また、若い人材を育成したいという思いを強く持っていました。我々の思いと彼らの思いを合体させ、この施設を一緒に運営し地域の発展のため、若い人たちの人材育成等に役立てていこうではないかという協議をさせていただいたところです。しかし、我々がこの施設を運営していかなければなりません。運営していく上で財源が必要です。そのための財源を得るため、また若いシェフの卵のような人が高い授業料を払い、学んで行くのでは、今までのものと変わらない。彼らの考えている場は、裸一貫で来てもそこで働きながら食事代や宿泊料、授業料を払えるような体制をとりたいたいということ。レストランの建設とか宿泊施設を建設することによって、そういう収益を得る彼らが働く場をつくることで、レストラン、宿泊施設の建設という提案を受けたところです。我々も、施設をただ料理学校、料理をつくるだけでは、学校法人であれば国からの補助等がありますが、法人ということにまでなるものではありませんので、そういう面からすると、町の財政の運営上からも自己資金を持って運営していける施設が必要だと判断をし、そういった施設の建設に取り組んだわけです。地元の方々にも説明会を開いています。今、杉山議員が言われた内容も、担当の者も色々と意見を言われ、また質問された部分もありますが、我々としては、美瑛町の今先ほどご説明申し上げましたお客さんに来ていただいて質の高い料理を提供できる、そういう美瑛全体のレベルを上げていきたい。そのためには、学校で今シェフをしている方々、ペンションを経営している方々、そういう方々にも勉強をしていただける場を提供したい。勿論、町民の方々にも料理を習う場を提供したいという考え方でいます。美瑛町には観光客が120万人以上の方々が来てます。宿泊の部屋が5つあります。それからレストランの食事のテーブルが40ということですから、そこが出来たから他のところにお客さんがいなくなるというような、私は美瑛町がそんな観光地ではないと。そういうことを論議していたら何もできないと。もうちょっと美瑛町の将来、未来を多くの方々に来ていただいて楽しんでいただけるきっかけづくりをしていきたいんだという理解をしていただいて、皆さん方と地域の方々と協力してい

きたいというお話をしてきたところですし、先日は経営に当たる本人も来て、地域の方々にそういう思いだというお話をしてくれた。意見交換をしてくれたということです。私どもは今の考え方に沿って美瑛町が、これから、国際化や色々なことが起きて、今までのやり方から我々も一歩でも二歩でも前へ進み、地域がすばらしい農業主体として発展していく、そのことを担っていただける施策を、これだけではありません。これだけで何かできるということではありませんが、その施策の中に埋め込む一つとして理解をしていただければと思います。建設に向かっているところです。どうぞご理解をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) 4番杉山議員。

○4番(杉山勝雄議員) 色々これまでもそういった説明を聞いてきたわけですが、私自身もこういう形態といいますか、業態で事業が起されること自体にはとやかく反対するつもりはありませんが、やはりそこに至る過程といいますか、これからの過程といいますか、現にパンをつくる同業者等々おられるわけです。やはりそこの競合をどういう方法で競合解消していいのか。そういった人たちの意見を取り入れていくことができるのか。そういったことも含めた進め方の対応があって然るべきでないのかなと思うわけです。やはり4億もの税金を投入する施設が年間30万円の使用料で営業できる。やはりこれだけを見ても民間の業者がどれだけの資金を投下して、一生懸命営業しておられるのか。パンをつくるという同業者にすれば、本当の零細の店であるわけです。やはり廃業とか、倒産とか、そういったことも、ある意味覚悟しているなという、そういう声なんかも聞かされるわけですがけれども、そういった等々のことを考えれば、果たして町民の利益、福祉を守るという、そういう公の施設としてふさわしいのかという疑問が沸いてきます。その点はどうでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) 浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 例えば、道の駅をつくる時に、町が施設をつくって店をつくれば、他の人に悪い影響を与えるというようなことも論議がありました。しかし一方では、道の駅をつくって町の中の方に30万人のお客さんが入ることによって、今までとは違ったレベルでお客さんを呼べる、そういう町になることで商店街の努力も色々な形でまた努力をする場が設定するということです。そういう意味で、ただバッティングするから、道の駅をつくるなどか宿泊施設をつくるなどかそういった論議、一部にはあるわけです。しかし、美瑛町のまちづくり全体を考えると、そこの部分は我々も説明をしながら、こういう商売について美瑛町がお客さんを町の中に入ってることで皆さんの商売もまた、商売の機会が増えるということも説明をさせていただきながら取り組んできたわけですし、実際そういうことになっている部分もあると判断をしています。今回の施設についても、パンのことも今直接、パンということでしたが、実

は美瑛町のパンを作っているところのパンのレベルについて、東京なりそういうところでパンを作ってる方々とも色々話したことがあります。都会の人から見れば、非常にレベルが高くないということですから、そういう意味で我々も今やっていることのレベルを上げていくということは、非常にこれからにとっても大変な課題です。成果を得られることと判断をして頑張っていかなければならないと思っています。今回はこの施設でパンも焼きますが、一方で東京あたりでパンをやっている方々との協議の中で、美瑛町をパンのメッカにしないかと。そのパンの店が1軒あるとか2軒あるとかと言うのではなく、これだけ良い麦がと穫れる。そして農産物も非常に良いものが穫れる。パンにも色々なものを混ぜたりできるわけですから、そういうパンのメッカにしないかという声があり、今その準備をしているところです。そういう面からこの施設においても、美瑛町がパンのおいしい地域として多くの方々に来ていただける。また注目されるような、そういう活動をこういった施設を通じて取り組んでいきたいということで、声掛けをさせていただこうと今準備をしているところです。心配しておられる方、確かにこれは今杉山議員さん言われるように心配されることを、勿論そういうことはあると思いますが、そういった部分について、今のお話のような内容に取り組んでいくということで、説明もさせていただきながら、我々のこの活動にも仲間に入っていただけるように取り組んでいきたいと考えているところです。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、杉山議員。

○4番(杉山勝雄議員) 今話を聞けば、美瑛町全体として、仮にパンならパンとしても、町全体が底上げになるといいますか、活性化される。そして、現に今パンづくりに励んでおられる方々も、皆そろって切磋琢磨しての世界ですけど、やっぱり皆が良くなるというところを是非、基本に据えていただいて、進めていただきたいと思うわけです。そういう点で言えば、現に町には色々な力や知恵を持ってる方々もおられるわけですし、そういった人たちの力を吸収するというような方向で進めていただければと思います。最後に1点だけ聞きますが、仮に利益が出た場合、所得税と言うか、法人税と言うのは、どこに入りますか。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) 浜田町長。

○町長(浜田 哲君) はい、まず第1点目ですが、実は杉山議員さんが今ご心配をされて我々にお話をしていただける、今現在、商売をしてる方々が心配しているということ、これについては農水省とも徹底的に議論をしました。農水省側も国のお金を多額に投入する、また、補正予算ということになりますと、美瑛町の持ち出しは基本的にはトータルで言いますと無いような状況でやれるわけですから、農水省側もそういった部分について非常に整理をしたいということで、書類のやり取り等何度もしました。そんな中で、農水省の方もそういうやり方であれ

ば理解をしたということですから、こういった部分については、事業をやる上での前提条件となっておりますので、我々も今、私の方からお話をさせていただいた部分はしっかりと取り組むように、担当する関係部局、そしてまた実際に事業をやられる方々と一緒になって話し、協議をして取り組んでいきたいと考えてます。それからもう1つは税の関係ですが、この部分については独立採算ですから、基本的には利益の上がったところが町に税金を払う。法人となりますから、その部分は道ということになりますが、所得が上がればそういう税の配分になるということです。ただですね、今のところ、予算の状況、状態はちょんちょんであります。例えば、レストランのシェフを養成するために、外国や日本の中の有名なシェフを呼んでみます。その経費だけでも、相当な金額がかかりますし、そういう面では、彼らも利益を出すと彼ら自身の今持っているもので、彼らの所得の部分はそれなりの形でやっておられる方ですから、ここで利益を出すというよりも、ここでシェフの養成の新たな局面を作りたいと、彼らはそういうふうに考えています。我々は地域の食の文化を高めていきたいという、その思いですから、そういった部分では、利益が出ると、法外に出てくるようなことになれば、それはまた協議の中で、私どもがお話しているのは、当初は利益が出る状況がなかなかないので、30万円で施設の整備、施設の管理に少しでも充てるようにいただきたいと。しかし、これが収益が上がってくるようになれば、その部分は上げさせていただくという話もさせていただきますので、まず当初の括りとして、そういう状況ということでご理解いただきたいと思います。税の方は、普通の法人の税と同じような形になるということでご理解いただきたいと思います。

○議長（齊藤 正議員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで、議案第13号についての総括質疑を終わります。

次に、議案第13号についての質疑を行います。

議案集の95頁から98頁まで、はじめに平成24年度美瑛町一般会計補正予算の歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出、第2款総務費についての質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。

次に、議案集の99頁から102頁まで、第3款民生費についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）

はい、質疑なしと認めます。

次に、議案集の103頁及び104頁、第4款衛生費についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。

次に、議案集の105頁から108頁まで、第6款農林水産業費についての質疑を許します。

(「はい」の声)

はい、7番花輪議員。

○7番(花輪政輝議員) 7番議員です。只今お話ありました第6款、第1項、第2目農業振興費、説明欄の(10)小麦プロジェクト4億円について伺います。先に協議会の中で説明を受けましたが、旧校舎の改修について、レストランのための駐車場はできるのですが、150mぐらい駐車場まであって大変遠い。レストランの前には十分な敷地もあるようですから、駐車場或いは駐輪場もレストランの前に検討すべきではないでしょうか伺います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、大西農林課長。

○農林課長(大西能正君) はい、只今北瑛小学校の関係のご質問をいただきました。駐車場についてですが、駐輪場は、旧小学校の前あたりに駐輪場を設けたいと思っています。ただ、駐車場は、今考えております約30台近い車を停めるスペースが建物のそばに取ることができません。それと、全体のレイアウトを考え、距離的には150mほどありますが、事前に説明をさせていただいたところで施工したいと考えております。よろしく申し上げます。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) 7番花輪議員。

○7番(花輪政輝議員) 7番議員です。冬に雪が落ちるという場がレストランの前であって、十分な敷地があるのではないのでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、農林課長。

○農林課長(大西能正君) 検討の中で、宿舎のすぐ下のグラウンドの部分にも計画をしてみてもどうかという検討をした経過がありますが、こちらはレストランとか、宿泊等々の眺望の関係等々あること、それからレストランの横、体育館の方ですが、そちらの方もスペースがありますが、屋根の雪の堆雪スペースの関係があり、冬場も一部駐車場として使用する場合には、ここの部分は利用できないという条件がありましたので、現在の場所で計画をさせていただきました。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、7番花輪議員。

○7番(花輪政輝議員) 7番議員です。もう1つそれでは、建物、旧校舎を活用しますので、耐震診断などに基づく建物ができるのでしょうか伺います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) 大西課長。

○農林課長(大西能正君) はい、お答えします。ここの校舎は、昭和59年に建設してお、昭和56年以前の建築基準ではなく、新しい耐震基準で施工されておりますので、大丈夫です。

○議長(齊藤 正議員) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。

次に、議案集の109頁及び110頁、第7款商工費についての質疑を許します。

(「はい」の声)

はい、2番森平議員。

○2番(森平真也議員) 森平でございます。第7款商工費、第1項商工費、第5目交流促進施設費について伺います。これはラヴニールのことと思いますが、今回の補正の内容としては106万8千円の需用費、それから15万6千円の工事請負費の減額で91万2千円の補正ということですが、財源の内訳としては、使用料550万円の減額とともに、一般財源から550万円を充当しているというような格好になっているかと思えます。この550万円の処理がどのような意味のものなのか、内容についてお聞きかせください。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、後路商工観光課長。

○商工観光課長(後路宜伸君) 歳出の部分ですが、ただいまのご質問は歳入の使用料の減額部分というご質問ですが、ご答弁させていただきます。当初、予算額が交流施設の宿泊使用料として当初予算額が5,997万5千円でした。現在見込まれている額が5,447万5千円ということで、差し引き550万円が不足するということで、今回補正予算としてご提案をさせていただいたところです。理由としては、利用者数、これが宿泊では、上期におきましては対前年では235人の増加、5.6%の増にはなっており、震災前の平成22年との比較では761人の減ということで、14.6%の減少ということです。また、年間の見込みにおいても、対前年で379人の増加見込みを立てておりますが、平成22年との比較ですが、986人、約1千人ほどが減少ということで、昨年も、この使用料については減額という形をとらせていただきました。昨年よりは宿泊客も増えてきてはいるのですが、なかなか元に戻っていないという状況です。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、2番森平委員。

○2番(森平真也議員) はい、ありがとうございます。間違いないようにちょっと確認しますが、売り上げが550万円落ちたということではなく、本来、売り上げが落ちてもその分経費

が落ちればいいわけであって、それでも賄えないと、550万円の経費が賄えないということなので、赤字補てんをしたという格好になるのかなと思います、約6千万円の売り上げに対して約10%ぐらいの売り上げが落ちるとということは、かなり大きなことではないかなと思います。先ほど、答弁の中にもあったとおり、昨年3月の定例会、補正予算で800万円、同様の処理をしてるということで、昨年も同じような観光客の減少、宿泊者数の減少と聞いて、去年は震災後だし、そうなのかなと思ったのですが、2年続けてとなると、そういった観光客だけの問題ではなくて、経営であったり、或いはその委託契約の内容に何か問題がののではないかなと考えてしまいます。こうした赤字というか、こういった補てんが続いてしまった原因というのが、さっき言った観光客だけではなくて、経営であったり契約、そういったところに問題がなかったのか、この内容について伺います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、後路課長。

○商工観光課長(後路宜伸君) 最初に、今年の上期の観光客の入込みですが、102万9百人、昨年より21.5%増えてます。このうち日帰り者が90万4,300人ということで、24.7%増。しかしながら、宿泊客を見ますと11万6,600人ということで、前年が11万5,300人でしたので、1.1%と微増という状況です。町全体では、平成22年との比較においても、1万8,600人ほど減少しているということで、まだ宿泊部分は町全体としても戻っていない状況です。白金温泉の入込みも、上期の宿泊延べ数が、ホテルの浴場の改修などもありましたが、5.8%ぐらい上期で落ちてるという状況です。更に富良野・美瑛の宿泊施設の動向ですが、対前年で伸びている月は、6月・10月・11月ということで、他の月についても、震災の影響で少なくなった前年の数値にもまだ至っていない状況もあることをご理解いただきたいと思います。あと、経営上の部分で何か問題があるのではないかとということですが、現行、旭川ターミナルビルさんと平成16年以降、色々な協議を進める中で委託契約を進めて運営をお願いしている状況ですが、逐次、人を何とか誘客しないとならないことと、それから経費の節減は努めていかないとならないことで協議も進めております。ただ庁内の物品等を活用をしていただくといったことも合わせて進めておりますので、そういったところでなかなか経費の節減も限度があるという状況もありまして、これについては、更に協議を進める中でやっていきたいと考えております。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、2番森平議員。

○2番(森平真也議員) すいません。私もちょっと質問の言い方が足りなかったのかなと思うのですが、私が言いたいのは、これから年数も経ってきて、修繕費もこれから掛かってくる時期になるだろうと思う中で、当初、数年間は何とか黒字だったものが、こう赤字が続いてくると、

せっかくのこの大切な施設が大きな負担に変わってしまうのではないかなと危惧しています。その原因が、ただ観光客が今年少なかったという単純なものではなくて、例えば、ホテル自体の魅力が少し何かあるのではないかと、委託管理の契約の内容を少し見直すべきではないかと、そういったものを今から考えておかないと、これから非常に厳しくなってくるのではないかなと思ったので伺ったところです。今後のこの施設の運営の方針について再度伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、後路課長。

○商工観光課長(後路宜伸君) はい、申し訳ありません。ホテルの運営関係です。運営委託には、委託料の内容ですが、運営管理に必要な人件費相当額の部分、或いはホテルの総売り上げの3%相当額の部分、或いは粗利益が出た場合は、といったような内容での運営委託をしていて、この辺で言いますと、人件費相当で、どういう意味合いが必要かという協議は、相手方も進めていかないとならないと考えているところです。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 少し補足させてください。交流施設には、美瑛町の町の中に宿泊をできる場をとということで建設をさせていただきました。この運営におきまして、今回550万円使用料が減ったではないかということであります。正にそういう意味では、大変こう震災以降、厳しい状況が少しは改善されましたが、まだまだこれからだということであります。一つは、先ほど課長の方からもありましたとおり、この運営については、ターミナルホテルとの協議、色々連携で取り組みを進めていますが、私どもとしても地元の産品ですとか、そういったものを使っていたきたい。それから、地元の人材も使っていたきたいということで、地域側の要望も言わせていただいて、経営に取り入れていただいています。我々も美瑛町の方が使われるのに、やはり忙しい時期と暇な時期があるのですね。その時にあまりにも働いている方が忙しい時、もうめちゃくちゃ忙しくて、暇な時には仕事が無くて、仕事も無いよという状況にならないように、そういう状況に対して、やはり我々としても、しかし、働く方々が働きがいのある場所をという思いも持っているところですから、ある程度経費は、民間の方々がただ収益だけで運営する部分とはちょっと違う部分があるということは、ご理解をいただきたいと思っております。町といたしましても、美瑛町に来て町の中に泊まっていただくことで、色々な食事とか、ここについては、夕食等について町の中で食べていただきたいということですから、波及効果もあるわけですし、そういったものを合わせ鑑みながら、この交流促進施設の運営をしていきたいと思っています。ターミナルホテルとも、今、議員がご指摘ありましたとおり、経営の方法ですとか、そういった部分も旭川ターミナルホテルも駅前がちょっと今無くなってしま

ったものですから、今年からどんなふうにやっていくのか。そういうことも色々協議をしながら、少しでも利益を出すということには、それほど主眼はないんですが、独自運営ができるのであれば一番良いことです。そういう方向を探っていけるように協議したいと思っています。ただ、幅広く美瑛町のまちづくりに有益な施設として見ていただきたいという思いも持っていることは、ご理解をいただければと思っています。

○議長（齊藤 正議員） はい、ほかに質疑ありませんか。

（「はい」の声）

はい、5番齊藤議員。

○5番（齊藤幸一議員） はい、5番です。第8目イベント推進費の中で、事業概要書にもありますが、圧雪車のための格納庫を今回建てるというお話で、内容を見ると、長年、あの1台の圧雪車は、スキー場でブルーシートをかけたまま置いてあるという状況で、大変もったいないなと思っていたところ、今回こういうことで、大変良い事業かなと思っていますが、ちょっと計算してみますと、えらい高価な格納庫になるのではないかなどに思うわけです。私たち農家の感覚でいきますと、何か住宅を建てるような倉庫が今回建つのかなど思うのですが、色々景観に配慮してカラマツ材を使ってとありますが、それにしてもちょっと高いのではないかと思います。具体的なその内容についてお伺いしたいと思います。

（「はい」の声）

○議長（齊藤 正議員） 後路商工観光課長。

○商工観光課長（後路宜伸君） 圧雪車の格納庫ですが、今、お話いただきましたように景観に配慮した形でのカラマツ材を使い、町内産のカラマツ材を使った建物で建てていきたいと考えています。また、この格納庫だけでなく、裏手の方には合わせ持った物品の格納をする格納庫を考えており、圧雪車の格納庫部分では80㎡ほど、それから物品格納庫で51㎡ほどということ考えていまして、多少割高にはなってるかなという懸念はありますが、景観に配慮するといった部分を丸山に建てるということもあまして、その辺をご考慮をいただければと思っています。

（「はい」の声）

○議長（齊藤 正議員） はい、齊藤議員。

○5番（齊藤幸一議員） 考慮してほしいという話なんですが、でも単純に、131㎡ということは、坪数に直すと大体40坪とかそのぐらいです。それを建てるのに1,300万円ということは、割り返すと坪30万円ぐらいの建物になる。それを景観に配慮すると、じゃあカラマツ材って一体幾らするのでしょうかと、それにしてもちょっと高過ぎるんじゃないかという発想を持つのは自分だけではないのではないか。これを聞いたときに、それだけ景観に配慮した建物になります。もうちょっと割安にできるのではないですかという疑問を持つのは、結構多

くの町民の方からも、そういう疑問の声が出てくるのではないかと思うので、確かに良い建物を建てていただけるということは私も理解します。その部分での金額といいますか、もう少し具体的に建物に関して、こういう材料を使うからこういう値段になりますよというお話が、もしいただけるのであればお願いしたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) 後路課長。

○商工観光課長(後路宜伸君) ただいまのお話ですが、格納庫ということもして、一般の住宅と違い、それぞれの間に柱が立ってというような状況ではないものですから、丈夫なもので支えるという形の建物になるということで、その部分でも経費が上がるというようなことです。以上です。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、5番齊藤議員。

○5番(齊藤幸一議員) 十分、景観に配慮した素晴らしい建物ができたというような建物をつくっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 予算の方は、一応、歩掛に基づいて、こういうものを使ったらこうだこうだということやっていますので、その段階からもう一度、これからこの設計がしっかりしたものになってくると思いますので、その中で今、議員さんが言われるような部分を配慮しながら、実際に発注の段階には、ご理解いただけるようなものになるように説明できるようなものになりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長(齊藤 正議員) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。

次に、議案集の111頁から116頁まで、第8款土木費及び第9款消防費についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「はい」の声)

はい、11番角和議員。

○11番(角和浩幸議員) 11番です。私は第8款、第5項、第2目、116頁、説明欄(9)北町団地建設事業についてお尋ねいたします。北町団地の建設のための用地購入ということですが、かなり大きな面積を有するところに、団地の計画が立っていると存じます。北町団地の規模を、どのような規模のものを考えているのか、まずお尋ねいたします。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、大谷住民生活課長。

○住民生活課長(大谷隆男君) 北町団地ですが、1棟当たり8戸ということで、合計4棟分を計画しています。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、11番角和議員。

○11番(角和浩幸議員) 4棟32戸ということでよろしいのでしょうか。4棟分を建てるのに約6,800㎡の面積ですが、6,800㎡の面積をすべて使用して4棟分建てられるということですか。また併せて、現在の町営住宅のニーズ、需要がどのくらいあるのか、もし把握されていたら教えいただきたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、大谷課長。

○住民生活課長(大谷隆男君) 北町団地の用地ですが、この後、財産の取得でお願いするところが出てきますが、敷地自体は約6,800㎡ということで、これに4棟分を建てると、かなり余裕がないという可能性もあります。住宅自体は建つには建つのですが、冬の雪はねの余裕とか、そういうことを考えますとギリギリかなというところです。北町団地を予定している部分で、実は隣接に町有地がありまして、実は4棟を整備するに当たりまして、その町有地の部分の活用も内部で検討させていただこうと思っています。以上です。すいません。あとニーズですが、この北町団地は、建て替え住宅ということで、対象が憩町団地に住まわれてる方々。憩町団地が老朽化で将来、廃止ということなので、この方々を優先的に住んでいただくということですので、それが憩町団地の方の家族構成などを考慮した上で整備を進めていこうという考えです。

○議長(齊藤 正議員) ほかに質疑ありませんか。

(「はい」の声)

はい、2番森平議員。

○2番(森平真也議員) 2番森平です。私も同じく北町団地建設事業について伺いたいと思います。最初、私、場所を聞こうかなと思ったのですが、場所は駅裏の歩道橋のそばの土地ということですか。その場所なのですが、駅のそばのまとまった大きな用地だということで、町内でもすごく1等地になるのかなと思います。ふと思ったのが、町営住宅でなくても他にも色々な活用ができたのではないかなと思いますが、この他の活用も検討されたのか、最終的にここを町営住宅にしようといった経過について伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) 大谷課長。

○**住民生活課長（大谷隆男君）** 場所の関係ですが、今、森平議員からお話あったように、北町1丁目ということで、駅裏の歩道橋といいますか、駅に向かい右側の方向にあたる部分です。北町の位置に計画した経緯ですが、従来計画していました住宅マスタープラン、この中で、町営住宅を建てるに当たり、今まで旭町をやっていましたが、その次は、北町団地の方に住宅を整備しようと計画が立てられていたということで、計画に基づいて取りかかろうという内容です。

（「はい」の声）

○**議長（齊藤 正議員）** はい、浜田町長。

○**町長（浜田 哲君）** 課長が担当していない時に検討していますので、答えづらいだろうなと思ったのですが、この土地は、区画整理事業で図面に色を塗って発生した土地です。その元々の土地は、イベント広場という位置づけであり、当初から鉄西関係の事業については、用地が非常に広い畑とかあって家があまりないところを区画整理やったものですから、土地が非常に浮いてくるという想定もあり、公園用地ですとか、そういった部分の色分け等も結構、面積もある色分けになっていました。イベント広場ということではあったのですが、見ていただくとおり、まだ広い土地が町の基金で持ってる土地もありますから、有効な活用なり、イベントということになっても、なかなか実態的に何のイベントだということと本題がなかったものですから、それで土地全体の見直しをしようということで、区画整理の資金的な部分もありますから、開発公社で北町の公営住宅用の土地として購入をさせていただいた経過があります。そういう面では、区画整備事業で予定されていたものを町の方で買い取って、それを方向違うものとして方向転換していくというのはどうなのだということはあると思うのですが、なかなか今議員が言われるように有効な活用の仕方を検討したのですが、落ちついたのが今の公営住宅ということです。公営住宅の考え方については、私はっきりと、最近職員にも言っているのですが、これからなかなか民間の個人、民間の方々が個人の住宅を建てるのは難しい時代になってきていると。そういう中で、町の中で公営住宅というのは、非常に重要な位置づけになるという判断をしています。ですから、場所のある程度良いところに、それでいて、あまり3階とかエレベーターの使うものではなくて、土地は結構、美瑛ありますから、2階程度で見通しの良い、そういう住宅をしっかり町の中に確保するという政策を、重要な政策と位置づけてますので、敢えて場所の良いところにこれからの美瑛町のまちづくりの中の住宅施設として、設置を予定させていただいたということです。

○**議長（齊藤 正議員）** ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。

3時45分まで休憩いたします。

休憩宣告（午後 3時28分）

再開宣告（午後 3時45分）

○議長（齊藤 正議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案集の117頁から120頁まで、第10款教育費についての質疑を許します。

（「はい」の声）

7番花輪議員。

○7番（花輪政輝議員） 7番議員です。第10款教育費、第2項小学校費、第1目学校管理費、説明欄の（5）美瑛小学校グラウンド改修事業。この事業には、グラウンドの暗渠、舗装等、或いはフェンスの改修を行うとなっておりますが、美瑛小学校のグラウンドは電気設備が不十分だと思いますが、どのように考えてますか。

（「はい」の声）

○議長（齊藤 正議員） はい、藤原学校教育課長。

○学校教育課長（藤原 悟君） 現状、電気設備について、どのようになっているかということでお話をさせていただきたいと思います。現在の美瑛小学校のグラウンドですが、運動会などには放送設備とか、色々なことで電気設備を使うこととなりますが、現状学校の施設内からドラムで電気を引っ張って、そして、そういった設備に接続をして使っているのが現状です。

（「はい」の声）

○議長（齊藤 正議員） はい7番花輪議員。

○7番（花輪政輝議員） 7番議員です。私は民間の団体で毎年少年団の管内の野球大会を主催しています。中学校の場合は、丸山球場を使うからいいのですが、ちゃんと道路に電気の設備があります。コンセントが。ところが、小学校には無いんです。ですから、室内プールの施設の方から借りる場合もあるのです。ところが、貸してもらえない場合もあるのです。それで、発電機を持っていかなければいけないということですから、今回のこのような改修の場合に、是非電気工事を設備すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

（「はい」の声）

○議長（齊藤 正議員） はい、藤原課長。

○学校教育課長（藤原 悟君） 学校行事で行う場合の電源は、先ほどのお話のとおりです。今、議員からのお話は、例えば、土、日学校を運営していないときの土、日の学校開放についての電源をどこかに求めるものがないのかという質問かと思えます。この度の美瑛小学校グラウンド改修事業は、議員からお話ありましたとおり、暗渠とフェンスの工作物ということで今現在、予定しておりますが、電気設備については、また別に、学校の外壁かどこかにそういった施設がとれるのか、また検討しながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（齊藤 正議員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。

次に、議案集の119頁から124頁まで、第11款公債費から第13款災害復旧費までについての質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。

次に、議案集の85頁から90頁まで、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入、第1款町税から第15款道支出金までについての質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。

次に、議案集の89頁から94頁まで、第16款財産収入から第21款町債までについての質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。

次に、議案集の82頁から84頁まで、第2表繰越明許費及び第3表地方債補正についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声）

はい、質疑なしと認めます。

次に、議案集の79頁から81頁まで、平成24年度美瑛町一般会計補正予算の条文及び第1表歳入歳出予算補正についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声）

はい、質疑なしと認めます。これで、議案第13号についての質疑を終わります。

次に、議案第14号についての質疑を行います。議案集の125頁から130頁まで、平成24年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算の条文と第1表歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで、議案第14号についての質疑を終わります。

次に、議案第15号についての質疑を行います。議案集の131頁から136頁まで、平成24年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算の条文と第1表歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、議案第15号についての質疑を終わります。

次に、議案第16号についての質疑を行います。議案集の137頁から144頁まで、平成24年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算の条文と第1表歳入歳出予算補正及び第2表繰越明許費、第3表地方債補正並びに歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、議案第16号についての質疑を終わります。

次に、議案第17号についての質疑を行います。議案集の145頁から151頁まで、平成24年度美瑛町水道事業会計補正予算の条文と補正予算説明全般についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、議案第17号についての質疑を終わります。

次に、議案第18号についての質疑を行います。議案集の152頁から156頁まで、平成24年度美瑛町立病院事業会計補正予算の条文と補正予算説明全般についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「はい」の声)

11番角和議員。

○11番(角和浩幸議員) 11番です。私は、町立病院事業会計補正予算の中で、医業収益7千万円の減額補正となっております。理由は、先ほどご説明ありました入院患者予定者の減少だと受けとめております。入院患者数が見込みより減っていたことの詳しい分析はされていますか。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、太田病院事務局長。

○町立病院事務局長(太田茂夫君) 入院減少の要因の分析ということですが、まず、病院の体制という部分から申し上げますと、今回、医師の給与という部分でも減額をさせていただきましたが、常勤医師の確保ができなかったことが一つの要因になろうかと思えます。外来は、現体

制の中で、1日200名以上の患者さんを診るという状況ですが、やはり入院患者を確保するという部分は、病棟に毎日出向かなければいけないと。それと、緊急の対応もしなければならぬということ、やはり常勤の医師が大きな要件になろうかと思っております。そういったことも含めた中で、こういったことの影響が出たのかなというのが一つです。それと患者様の方から見ると、現在、患者さんの方も高度医療を求める、或いは専門の診療科を受診したい傾向が強まってきております。大雪地区広域連合も、色々うちの病院これだけ患者数減っていると、病院に何かないかと問い合わせしているところですが、やはり国保の医療という部分は、若干伸びていると聞いておりますが、この伸びた分析は総合病院だと、旭川の総合病院に集まっているという分析もいただいております。そういうふうにも考えております。この周辺の自治体病院にも、問い合わせをしておりますが、やはり昨年から比べると大変厳しいという回答もいただいております。それと、入院患者、町立病院ですが、70歳以上の方が85%ほどの入院の率を占めているといます。この高齢者の方々の疾病という部分は、内科では肺炎、或いは高血圧、糖尿病。外科では転倒による骨折が要因になろうかと思いますが、ここ数年、予防医療と申しますか、インフルエンザワクチン、或いは肺炎のワクチン、これの接種という部分の率が大変高くなっています。それと、口腔ケアの充実から肺炎、口炎性の肺炎も少なくなっている。或いは外科系でありますと、転倒防止の指導という部分も、この辺のところは保健福祉課等々を通じて徹底されている状況から、入院患者数が減っている状況になろうかと思っております。それともう1点ですが、平成20年度から後期高齢者医療制度が始まったことで、保険の負担、或いはそういったものが個人から引かれることもあります。それと経済環境の悪化、年金の減少がある中で、入院患者の減少につながっているのではないかと分析しております。病院は、患者さんのサービスを充実した中で、何とか確保したいとも考えております。以上です。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、11番角和議員。

○11番(角和浩幸議員) 詳しいご説明をいただきました。前段の医師の確保は、これまでも様々な機会の中でお話も伺っております。確保に向けてのご努力は理解しているつもりです。また、今のお話の中で、患者さんが高度医療、或いは専門医療を求める傾向にあるというお話もありました。今回、私はちょっと思いますが、そのあたりのことでして、患者が求めるニーズが変わってきているのではないかと思う機会があります。高度医療・専門医療を求めて、町外へ出ていかれてしまう。結果、町立病院、病床あるが使われない面が出てきているのかなという思いもあります。ただ、一般的に言って、入院患者さんが少なくなったのは決して悪いことではない。健康である、或いは医療費の抑制という面からも、一概に悪いことではないと

は思うのですが、患者さんのニーズを考えた時に、現在の一般病床の利用の仕方から、恐らく、よりニーズがあると思われる療養型の病床に移行していく、そのような時期にきているのではないのかなという疑問もあります。そのあたりのご見解をお尋ねいたします。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、太田事務局長。

○町立病院事務局長(太田茂夫君) はい、患者さんの求めるニーズという部分であります、町民アンケートも実施させていただきました。その中で、病棟の考え方という部分についても設問を設けさせていただいております。その中でやはり、一般病床、そして療養病床その併用、ケアミックス。そういう方を望んでいる方が、全体の70%を占めていたという数字にも出ております。町民のニーズとしては、やはり、安心して入院できるという、そういう療養型の病床も必要だというような方もいらっしゃるというのは、現実な話だというふうに思っております。ただ、療養病床をとる場合については、入院基本料という部分については大幅にダウンします。現在、患者1人当たり入院の場合、2万5,000円程度になるのですが、療養を取ると、その医療区分等々によっては大幅に落ちると。1,300点ぐらい。1万3,000円ですか。それぐらいまで落ちるといような状況もあります。ですから、経営という部分もある程度考えながら、なおかつ、町民のニーズに応えるという部分を含めた中で、これからその辺の病棟のあり方を検討していきたいというふうにも考えております。以上です。

○議長(齊藤 正議員) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、議案第18号についての質疑を終わります。

これにて、議案第13号から議案第18号までの6案件についての質疑を終わります。

これから討論を行います。

お諮りします。6案件の討論は一括行いたいと思いますがご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、6案件の討論は一括行うことに決定しました。

それでは、議案第13号から議案第18号までの6案件についての討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで、議案第13号から議案第18号までの6案件についての討論を終わります。

これから日程第19、議案第13号の件を採決します。

議案第13号、平成20年度美瑛町一般会計補正予算についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第13号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第14号の件を採決します。

議案第14号、平成24年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第14号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第21、議案第15号の件を採決します。

議案第15号、平成24年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第15号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第22、議案第16号の件を採決します。

議案第16号、平成24年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第16号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第23、議案第17号の件を採決します。

議案第17号、平成24年度美瑛町水道事業会計補正予算についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第17号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第24、議案第18号の件を採決します。

議案第18号、平成24年度美瑛町立病院事業会計補正予算についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第18号の件は原案のとおり可決されました。

散会宣告

○議長(齊藤 正義員) 以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会いたします。
どうもご苦労さまでした。

散会宣告(午後 4時03分)

上記のとおり相違ないことを証するため、ここに署名します。

平成25年6月14日

美瑛町議会 議長 齊藤 正

議員 佐藤 晴観

議員 福原 輝美子